

南部町一般廃棄物処理基本計画



令和6年3月

南 部 町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画対象廃棄物	3
第2章 地域特性	4
1. 自然環境	4
2. 社会環境	6
第3章 ごみ処理基本計画	8
1. ごみ処理の現状と課題	8
2. ごみ処理の目標	22
3. 計画の体系	33
4. ごみの発生抑制・再資源化(基本方針1)	34
5. ごみ適正処理の推進(基本方針2)	42
第4章 計画の進行管理	46
巻末資料	
巻末資料 1 ごみ排出量の実績値と将来推計値	資料-1

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

わが国は、戦後、高い経済成長と物質的な豊かさを実現したものの、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済・ライフスタイルの変化により、深刻なごみ問題、環境問題が発生しました。今、私たちは、地球環境の保全、資源の保護の観点から事業活動やライフスタイルを見直し、地球環境に排出・蓄積する廃棄物をできるだけ少なくするために、ごみの減量化を推進するのはもちろんのこと、リサイクル等資源の循環を基調とした「循環型社会」の実現を図る努力が急務となってきています。

このような中、平成27年9月の国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、廃棄物関係では、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することとされました。

国内では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環型社会形成に向けた取組みが進められています。国内法においては、令和元年10月より「食品ロスの削減の推進に関する法律(略称:食品ロス削減推進法)」、令和4年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(略称:プラスチック資源循環法)」が施行されました。

南部町(以下「本町」という。)においては、これまで、南部町一般廃棄物減量化計画に基づき、住民・事業者・行政が連携して、ごみの発生抑制・再資源化、ごみの適正処理に関する取組みを推進してきました。計画目標値として掲げた「家庭系可燃ごみ排出量」、「リサイクル率」は、概ね目標を達成する状況にありますが、より一層の取組みが必要です。また、本町が含まれる鳥取県西部圏域(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町の2市6町1村。以下「西部圏域」という。)においては、ごみ処理施設の集約化の検討が進められています。

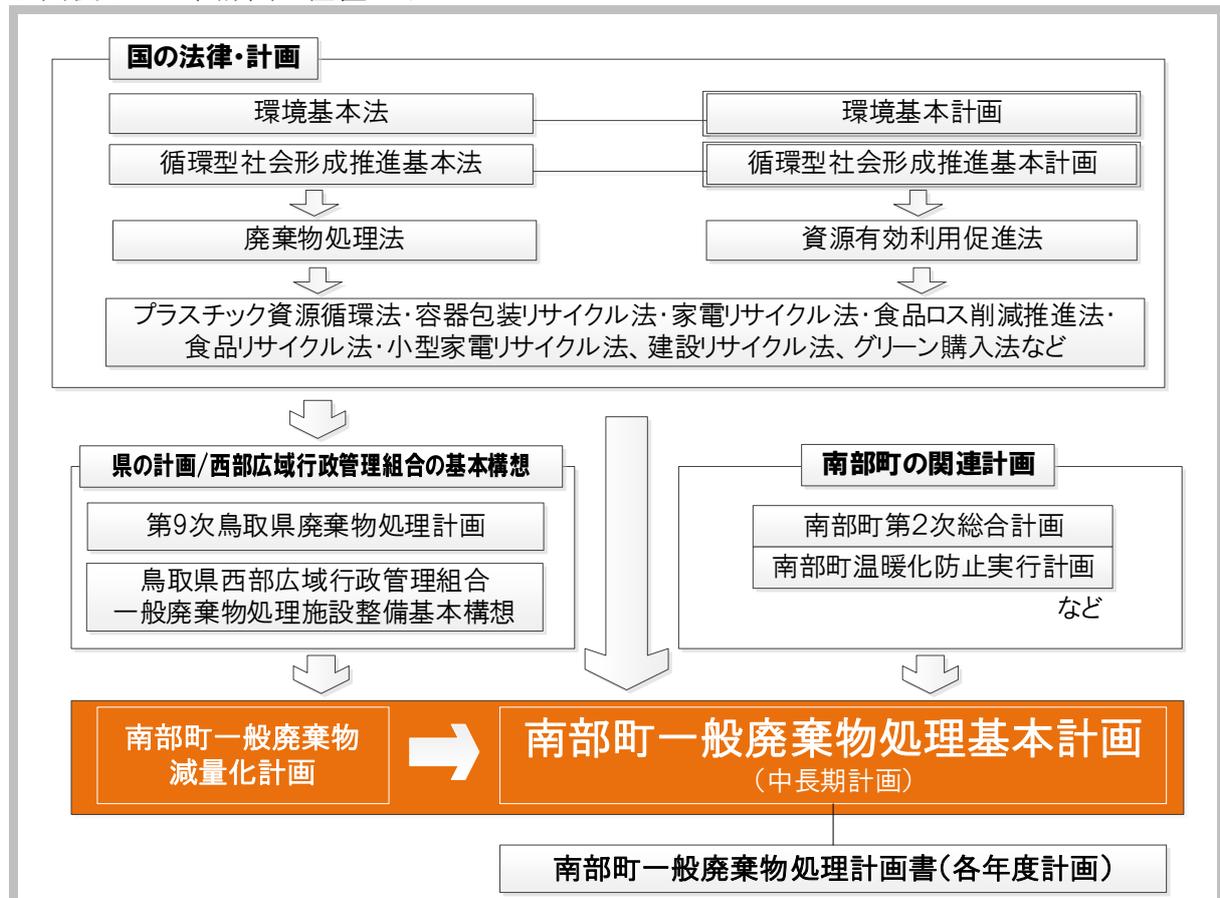
このような社会情勢を踏まえ、本町は、中長期的かつ総合的な視点に立った循環型社会の実現を図ることを目的として、新たに南部町一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものとなりました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき、市町村において策定が義務付けられている計画で、国の法律・計画、県の計画、西部広域行政管理組合の基本構想及び本町の関連計画と整合させたものです。

これまで、南部町一般廃棄物減量化計画に基づいて、ごみの発生抑制・再資源化、ごみの適正処理に関する取組みを推進してきましたが、今後は本計画に基づいて実施していきます。

◆図表1-1 本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、図表1-2に示すとおり、令和6年度を初年度とし、令和9年度に中間見直しを行い、令和13年度を目標年度とする計画です。

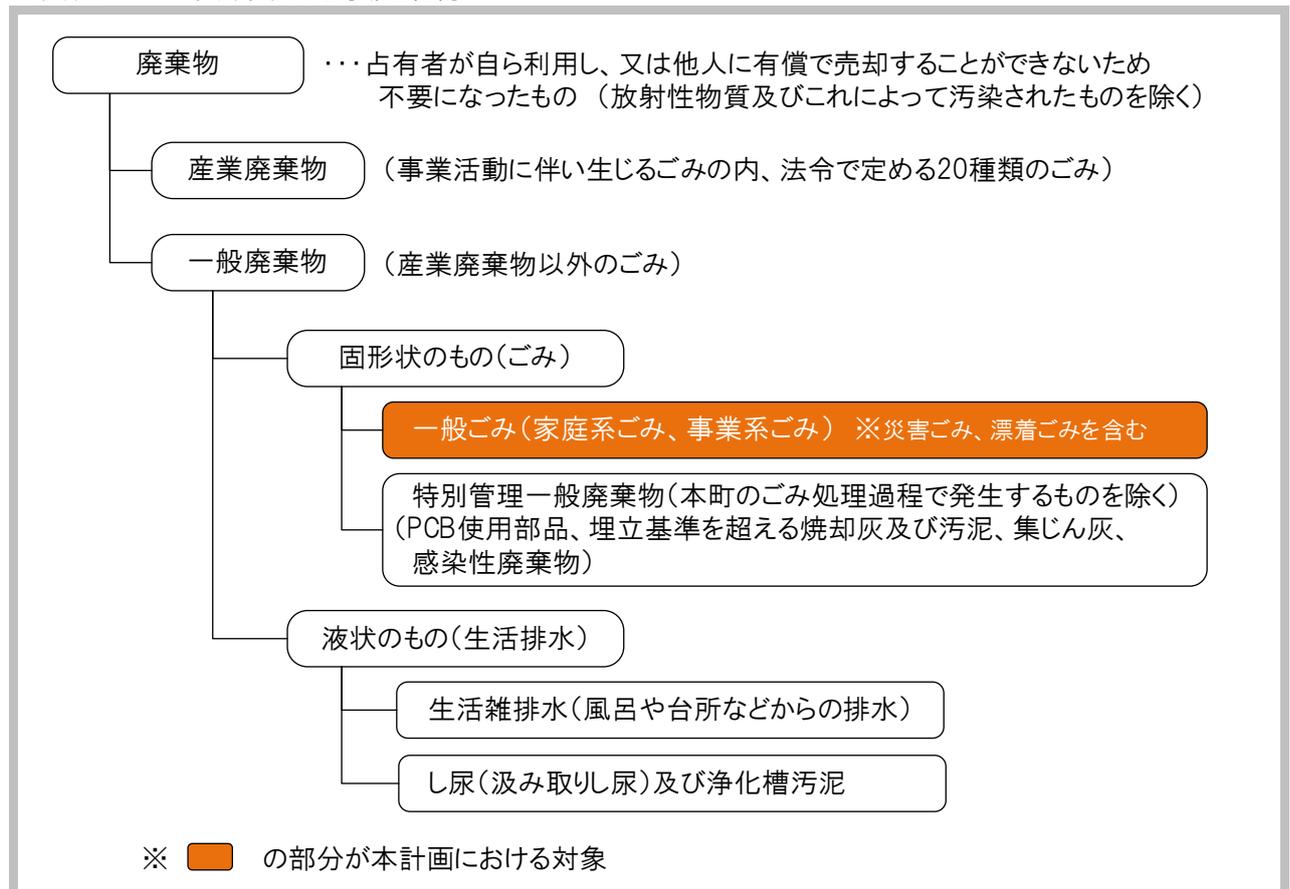
◆図表1-2 本計画の期間と目標年度



4. 計画対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、図表1-3に示すとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの(ごみ)である、家庭系ごみ、事業系ごみとします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは、処理対象外とし、これらの扱いは図表1-4のとおりとします。

◆図表1-3 本計画の対象廃棄物



◆図表1-4 本計画において対象外とするごみとその扱い

区分	取り扱い
家電リサイクル法対象品目	家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)は、販売店での引き渡しなどにより、資源化とする。
パソコン	販売店での引き渡しなどにより、資源化とする。
その他本町で指定するもの	以下のごみは、販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 オートバイ、建設資材、農機具、油類、毒物、蓄電池、医療廃棄物、ドラム缶、自動車タイヤ、ガスボンベ、消火器など。

第2章 地域特性

1. 自然環境

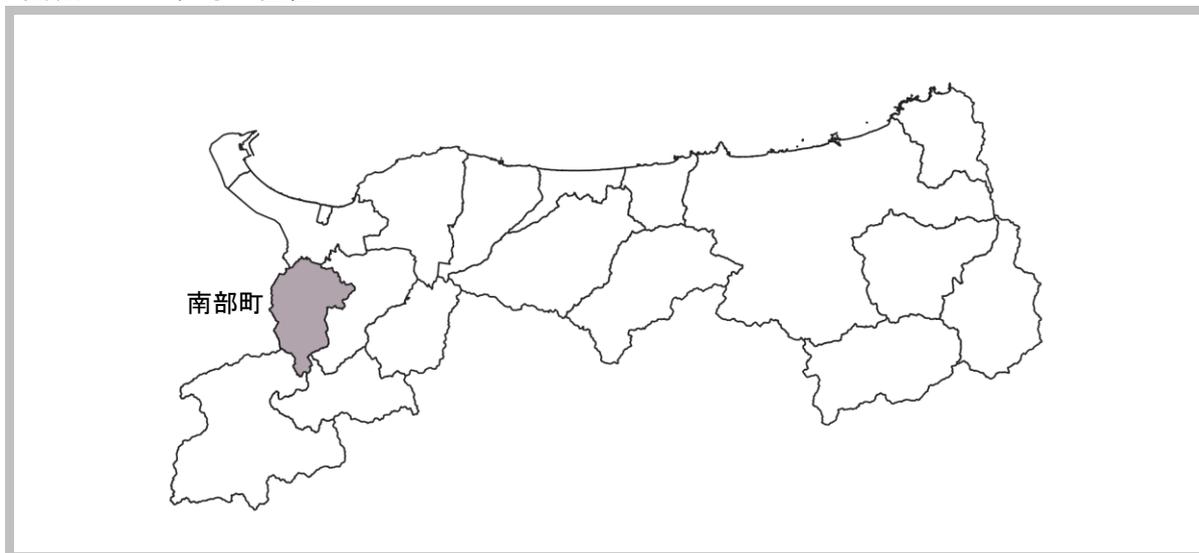
1-1 位置・面積

本町は、鳥取県西部に位置し、豊かな自然に恵まれた地域です。

また、県下有数の古墳密集地帯で、大国主命の古事に由来する史跡・地名が多く見られ、律令国家以前から豊かな文化が栄えた場所です。

町の南側には、鎌倉山(731m)など日野郡に連なる山地、北側に手間要害山(329m)を挟んで平地・丘陵地が広がり、水田地帯と町の特産物である柿・梨・いちじくなどの樹園地が形成されています。

◆図表2-1 本町の位置

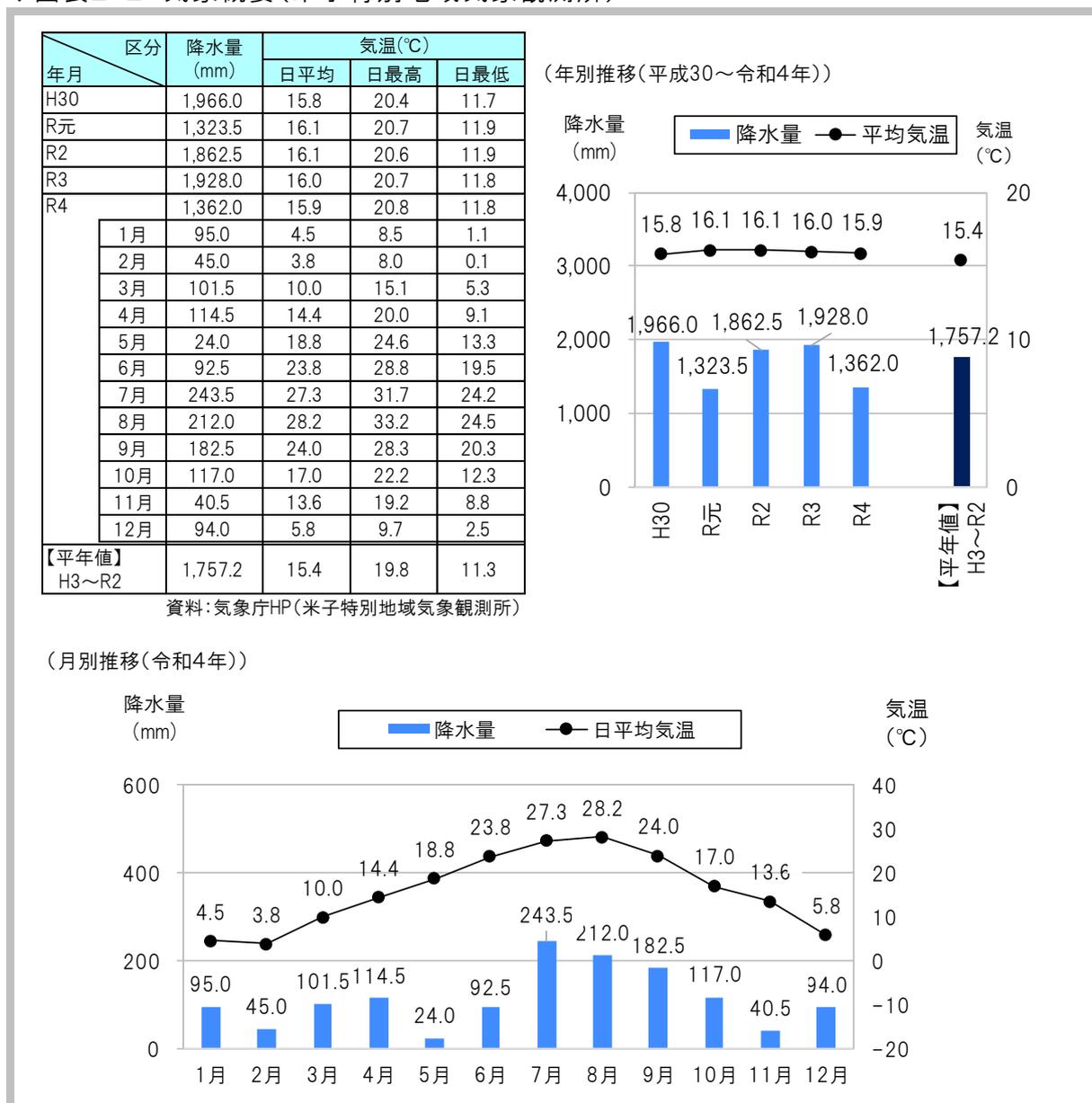


1-2 気象

本町の近隣に設置される「米子特別地域気象観測所」における気象観測値の概要を、図表2-2に示します。対馬海流の影響により気温が比較的温暖な日本海岸式気候の山陰型に属しています。

平年値について、降水量は1,757.2mm、平均気温は15.4℃です。平成30年～令和4年の値と比較すると、降水量は令和元年、令和4年を除き平年値より多く、平均気温は全ての年で平年値より高くなっています。

◆図表2-2 気象概要(米子特別地域気象観測所)

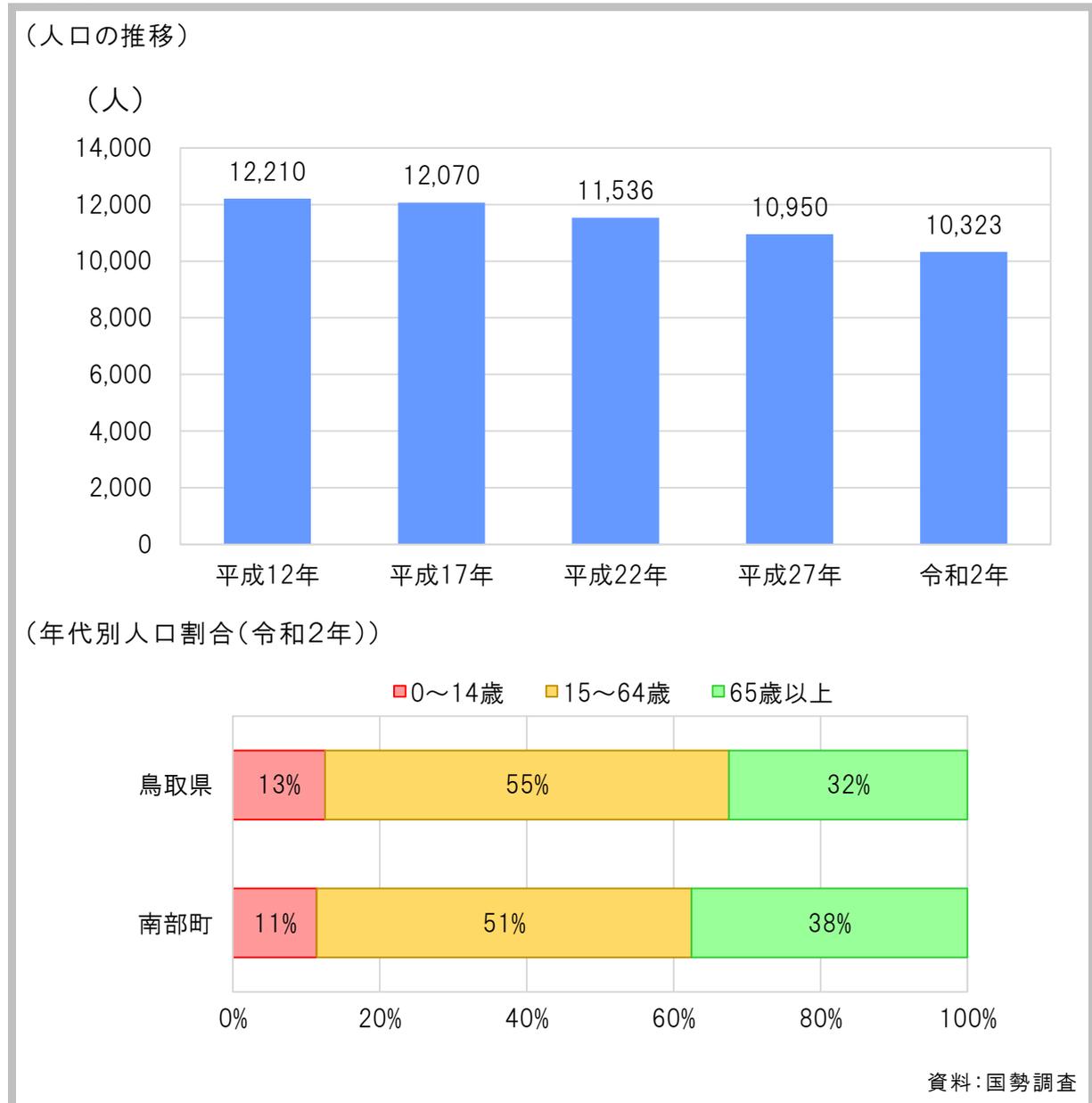


2. 社会環境

2-1 人口

本町における過去20年間(平成12年～令和2年)の人口は減少しており、令和2年10月1日現在10,323人となっています。年代別には65歳以上の人口が全体の38%を占めており、鳥取県の平均値と比較して、少子高齢化が進行しています。

◆図表2-3 人口

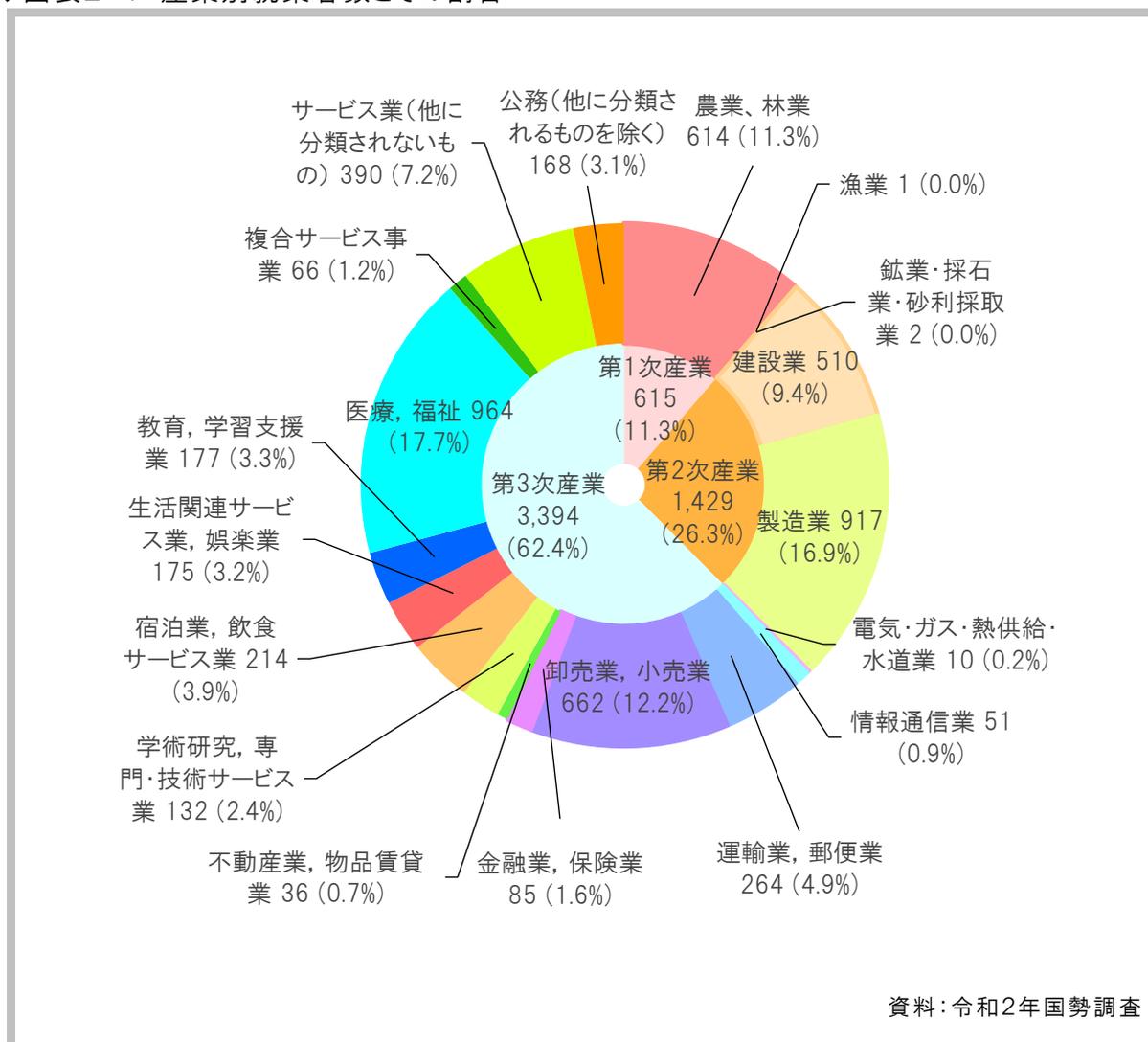


2-2 産業

産業別就業人口の割合は、「医療・福祉」が17.7%と最も多く、次に「製造業」が16.9%、「卸売業・小売業」が12.2%、「農業、林業」が11.3%と続いています。

第3次産業の割合が62.4%と最も多く、第2次産業が26.3%、第1次産業が11.3%、となっています。

◆図表2-4 産業別就業者数とその割合



第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1-1 ごみの分別

本町の家庭から発生したごみ(以下「収集ごみ」という。)の分別種類は9種16分別です。収集しないごみは、専門の処理業者又は販売店などによる引き取りを原則としています。

◆図表3-1 ごみの分別区分

種類	分別区分	対象物
(1)可燃ごみ	①可燃ごみ	生ごみ、くつ、皮製品、ゴム製品、庭木の枝など
(2)不燃ごみ	②不燃ごみ	電球、カミソリ、ガラス、小型の家電製品、カサ、茶碗、ビデオテープ、スプレー缶など
	③不燃粗大ごみ	石油ストーブ、トタン、自転車、ねこ車、ゴルフクラブ、スキー板、事務用机など
(3)古紙類	④新聞・チラシ	
	⑤ダンボール・箱	
	⑥牛乳・紙パック(500ml以上)	
	⑦雑誌・雑紙・包装紙等	
	⑧小雑紙	概ねハガキより小さな紙(名刺、ハガキ、レシート、シュレッダーした紙、紙コップ、封筒など)
(4)ビン・缶類	⑨ビン・缶類	空ビン(ジュース、日本酒・醤油の一升ビン、地ビールのビンなど)、空缶(ジュース、ビール、缶詰など)
	⑩再利用ビン	国産の大手メーカーのビール(アサヒ、麒麟、サッポロ、サントリー)の小・中・大ビン
(5)プラスチック類	⑪ペットボトル	ペットボトル1のマーク  があるもの
	⑫発泡スチロール・軟質プラスチック	発砲スチロール、レジ袋、卵パック、菓子袋、インスタント食品・冷凍食品などの袋、プラモデル等のプラスチックのみのものでハサミで切れる程度のもの、CD・DVD及びケース
(6)乾電池	⑬乾電池	マンガン電池、アルカリ電池
(7)蛍光管	⑭蛍光管	蛍光管(LED、電球を除く)
(8)木質類	⑮剪定枝	剪定枝、枝葉、竹、ハデ木、木製家具(金具を外したもの)
(9)布類	⑯布類・布団	衣類、布団、毛布、シーツ、タオル、座布団、じゅうたんなど

1-2 ごみの処理

(1)ごみの収集体制

家庭から分別して出されたごみは本町が委託する業者が収集しています。事業活動に伴って発生したごみは許可業者が施設へ搬入しています。ごみ収集体制及びごみ処理手数料は以下のとおりです。

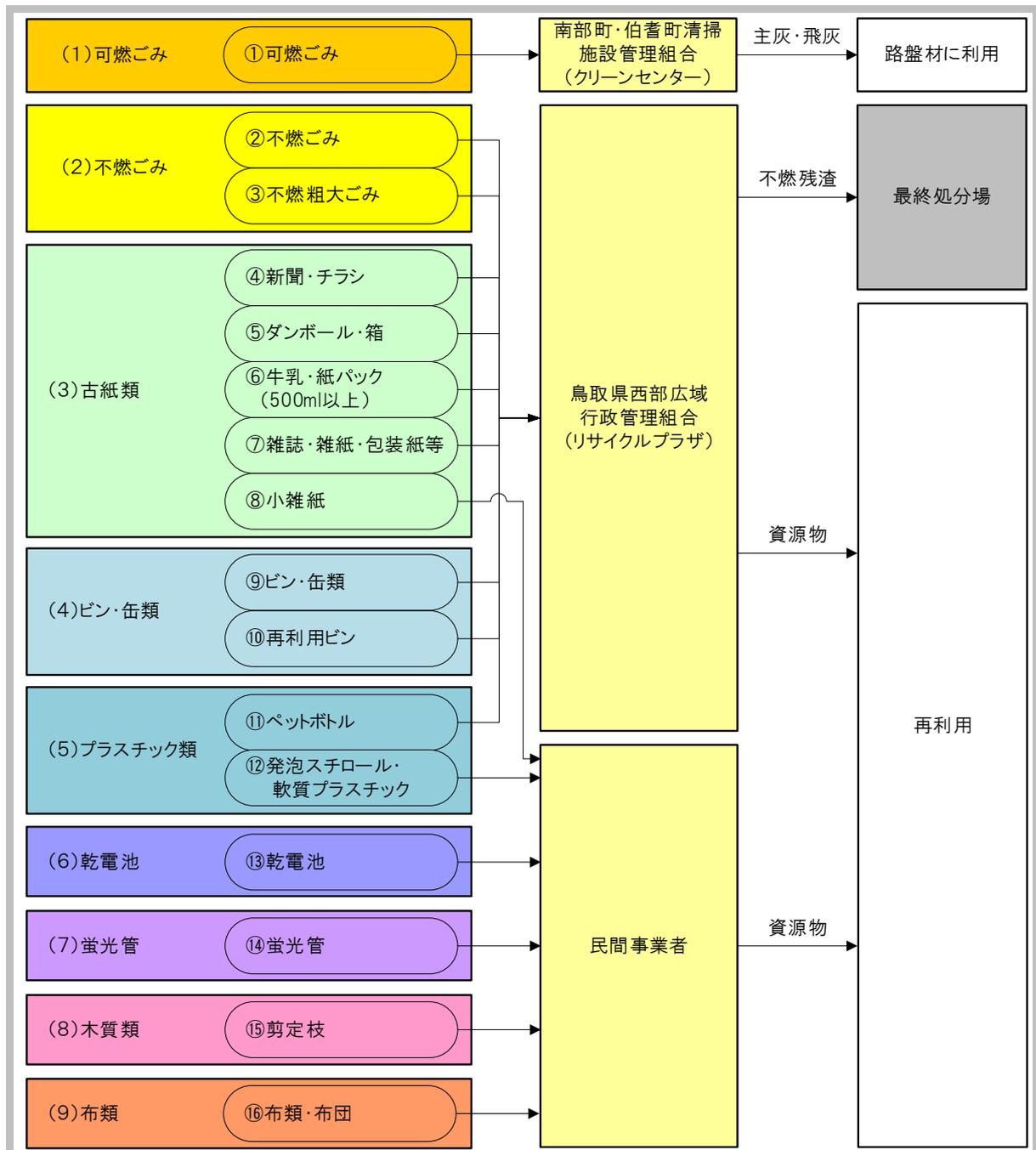
◆図表3-2 ごみの収集体制及びごみ処理手数料

(ごみの収集体制)					
種類	分別区分	収集頻度	収集運搬体制	ごみの出し方	
(1) 可燃ごみ	①可燃ごみ	毎週2回	委託	可燃ごみの指定袋で指定場所に出す。	
(2) 不燃ごみ	②不燃ごみ	毎月1回		透明の袋で指定場所に出す。	
	③不燃粗大ごみ			そのまま指定場所に出す。	
(3) 古紙類	④新聞・チラシ			毎月2回	種類ごとにひもでしばり、指定場所に出す。
	⑤ダンボール・箱				
	⑥牛乳・紙パック(500ml以上)				
	⑦雑誌・雑紙・包装紙等				
(4) ビン・缶類	⑨ビン・缶類	毎月1回		透明の袋で指定場所に出す。	
	⑩再利用ビン				
(5) プラスチック類	⑪ペットボトル	毎月2回		箱に入れずに指定場所に出す。	
	⑫発泡スチロール・軟質プラスチック				
(6) 乾電池	⑬乾電池	年4回		(株)T・M・Sリサイクル施設へ直接搬入する。	
(7) 蛍光管	⑭蛍光管				
(8) 木質類	⑮剪定枝	-		布類ごみの指定袋で指定場所に出す。	
(9) 布類	⑯布類・布団	2か月に1回			
(ごみ処理手数料)					
	収集ごみ		直接搬入ごみ		
可燃ごみ	指定袋(大 40ℓ) : 30円/枚 指定袋(中 30ℓ) : 25円/枚 指定袋(小 20ℓ) : 20円/枚		家庭系 : 100円/10kg 事業系 : 200円/10kg		
不燃ごみ、ビン・缶類 プラスチック類(ペットボトル)	—		家庭系 : 178円/10kg 事業系 : 178円/10kg		
布類	指定袋(40ℓ) : 20円/枚		—		

(2)ごみ処理の流れ

可燃ごみは、南部町・伯耆町清掃施設管理組合(クリーンセンター)にて焼却処理され、主灰・飛灰は路盤材に利用されています。不燃ごみ、古紙類、ビン・缶類、プラスチック類(ペットボトル)は、鳥取県西部広域行政管理組合(リサイクルプラザ)で破碎・選別等を行い、資源回収を行っています。プラスチック類(発泡スチロール・軟質プラスチック)、乾電池、蛍光管、木質類、布類はそれぞれ民間事業者を引き渡して資源化しています。リサイクルプラザで排出される不燃残渣は、民間施設で埋立処分しています。

◆図表3-3 ごみ処理の流れ



(3)ごみ処理施設の概要

本町が排出するごみを処理するごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

◆図表3-4 ごみ処理施設の概要

(ごみ焼却施設)

施設名	南部町・伯耆町清掃施設管理組合 クリーンセンター
所在地	鳥取県西伯郡南部町法勝寺22番地1
敷地面積	約6,550m ²
竣工年月	平成7年3月
処理能力	24t/16h
処理方式	ストーカー式
炉型式	機械化バッチ

(リサイクルプラザ)

施設名	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	
所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地	
敷地面積	約16,500m ²	
竣工年月	平成9年3月	
処理能力	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	24.5t/5h
	資源ごみ処理設備	10.0t/5h
	ペットボトル処理設備	2.0t/5h
処理方式	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	手選別、破碎機、磁選機、アルミ選別機、粒度選別機
	資源ごみ処理設備	手選別、磁選機、アルミ選別機、圧縮成形
	ペットボトル処理設備	手選別、圧縮成形

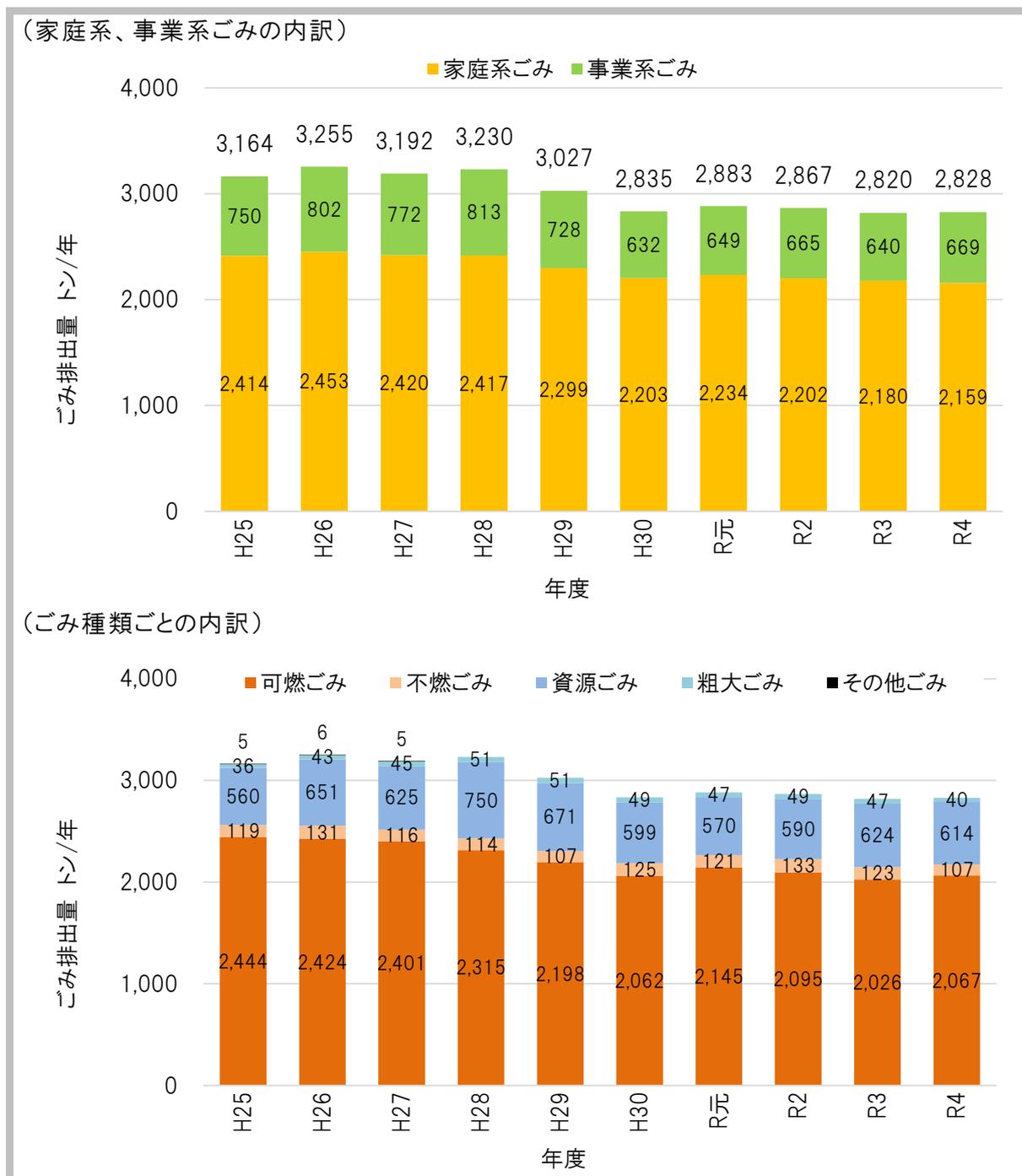
(最終処分場)

施設名	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場
所在地	鳥取県米子市淀江町小波地内
埋立面積	31,825m ²
埋立容量	489,657m ³
竣工年月	平成5年9月
水処理設備	生物処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、プレフィルター、逆浸透法(RO法)、滅菌処理 処理能力:120m ³ /日

1-3 ごみ総排出量の推移

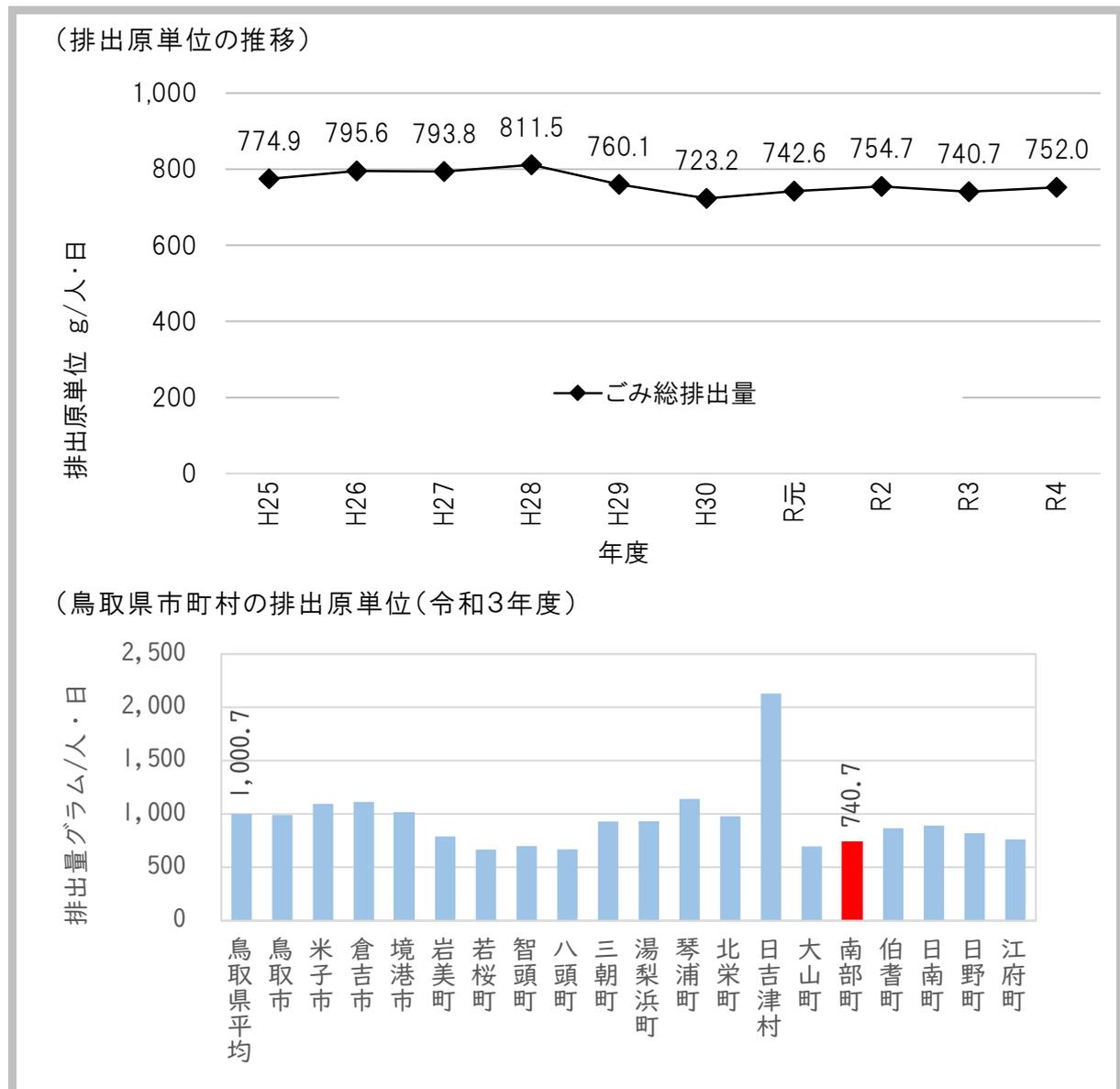
本町におけるごみ総排出量の推移は図表3-5に示すとおりで、平成26年度をピークに概ね減少傾向にあります。令和4度におけるごみ総排出量は2,828トンで、家庭系が約76%、事業系が約24%を占めています。また、ごみの種類別には、可燃ごみが全体の約73%と最も多く、次に資源ごみ、不燃ごみと続いています。

◆図表3-5 ごみ総排出量の推移



1人1日当たりのごみ排出量(以下「排出原単位」という。)の推移は図表3-6に示すとおりです。排出原単位は、平成28年度をピークに減少し、令和元年度以降は横ばい傾向にあり、令和4年度において752.0g/人・日です。令和3年度の排出原単位は740.7g/人・日であり、鳥取県平均1,000.7g/人・日と比較して少ない量になっています。

◆図表3-6 排出原単位の推移



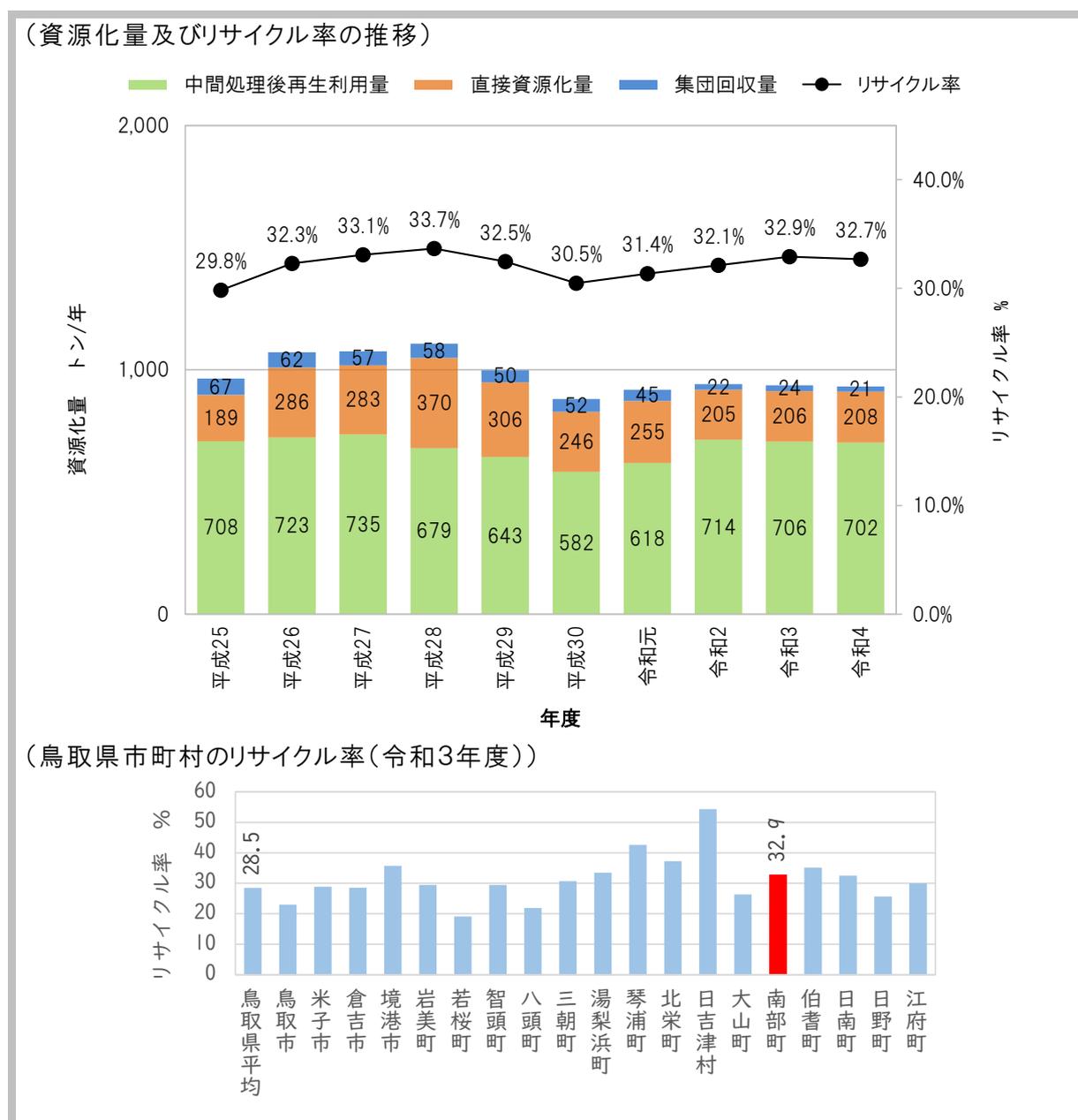
1-4 資源化量の推移

本町の資源化量は概ね1,000トン前後、リサイクル率は30%前後を推移しています。令和4年度の資源化量は931トン、リサイクル率は32.7%であり、その内訳として最も多いのは中間処理後再生利用量^{※1}で、次に直接資源化量^{※2}、集団回収量^{※3}と続いています。

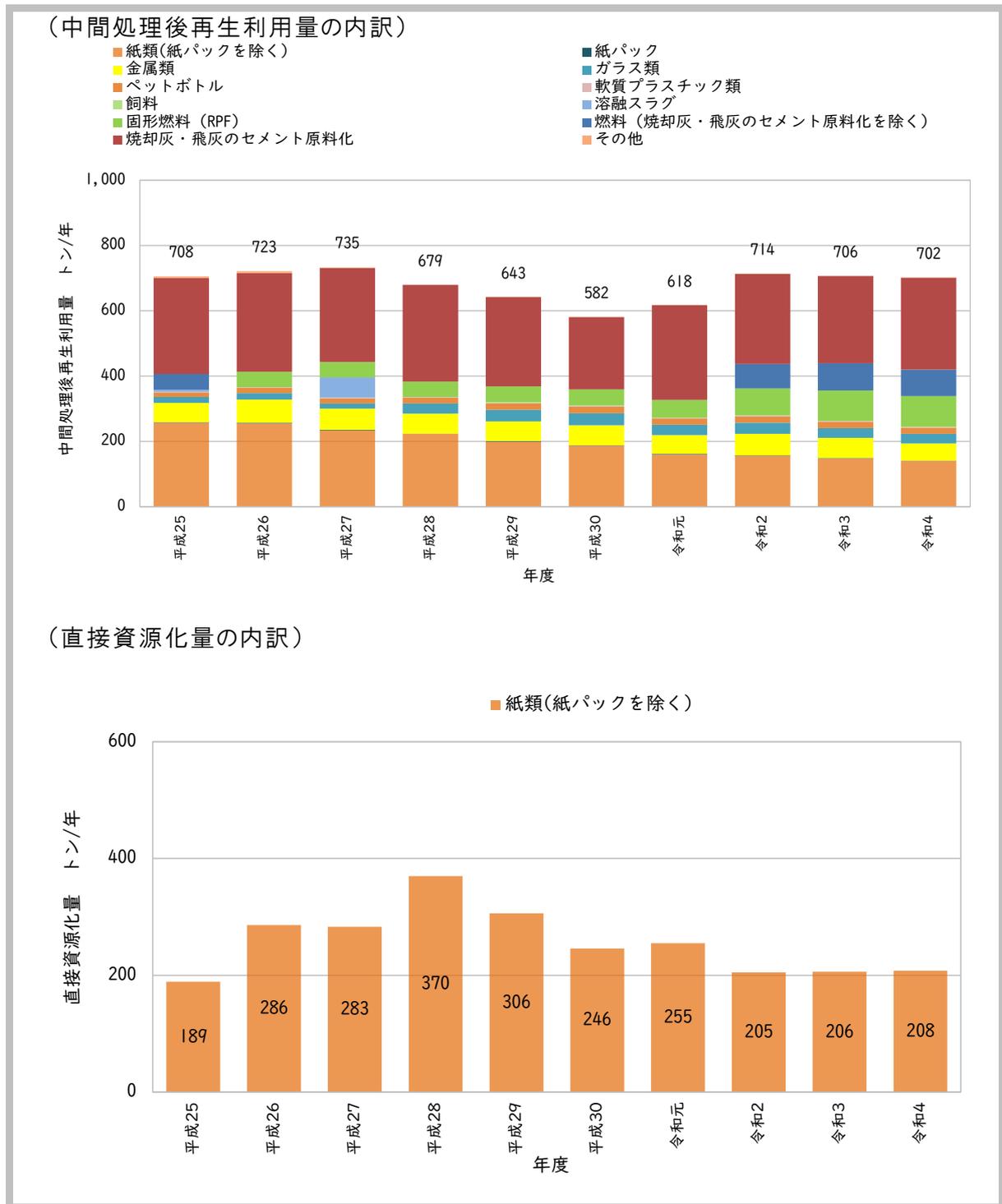
中間処理後再生利用量の内訳としては、焼却灰・飛灰のセメント原料化が最も多く、次に紙類(紙パックを除く)、固形燃料(RPF)が続いています。焼却灰・飛灰のセメント原料化量は横ばい傾向にあり、紙類(紙パックを除く)は減少傾向にあります。なお、固形燃料(RPF)は、軟質プラスチック類、布類が資源化されていることを示しており、近年増加傾向にあります。

直接資源化量の内訳は紙類で、平成28年度をピークに減少傾向にあり、集団回収量も減少傾向にあります。

◆図表3-7 資源化量及びリサイクル率の推移



◆図表3-8 資源化量の内訳



※1 中間処理後再生利用量

可燃、不燃、粗大ごみなどの処理後、金属、ガラス類などを回収し、資源化した量。

※2 直接資源化量

資源化を行う施設を経ずに、直接、再生業者などに搬入した量。

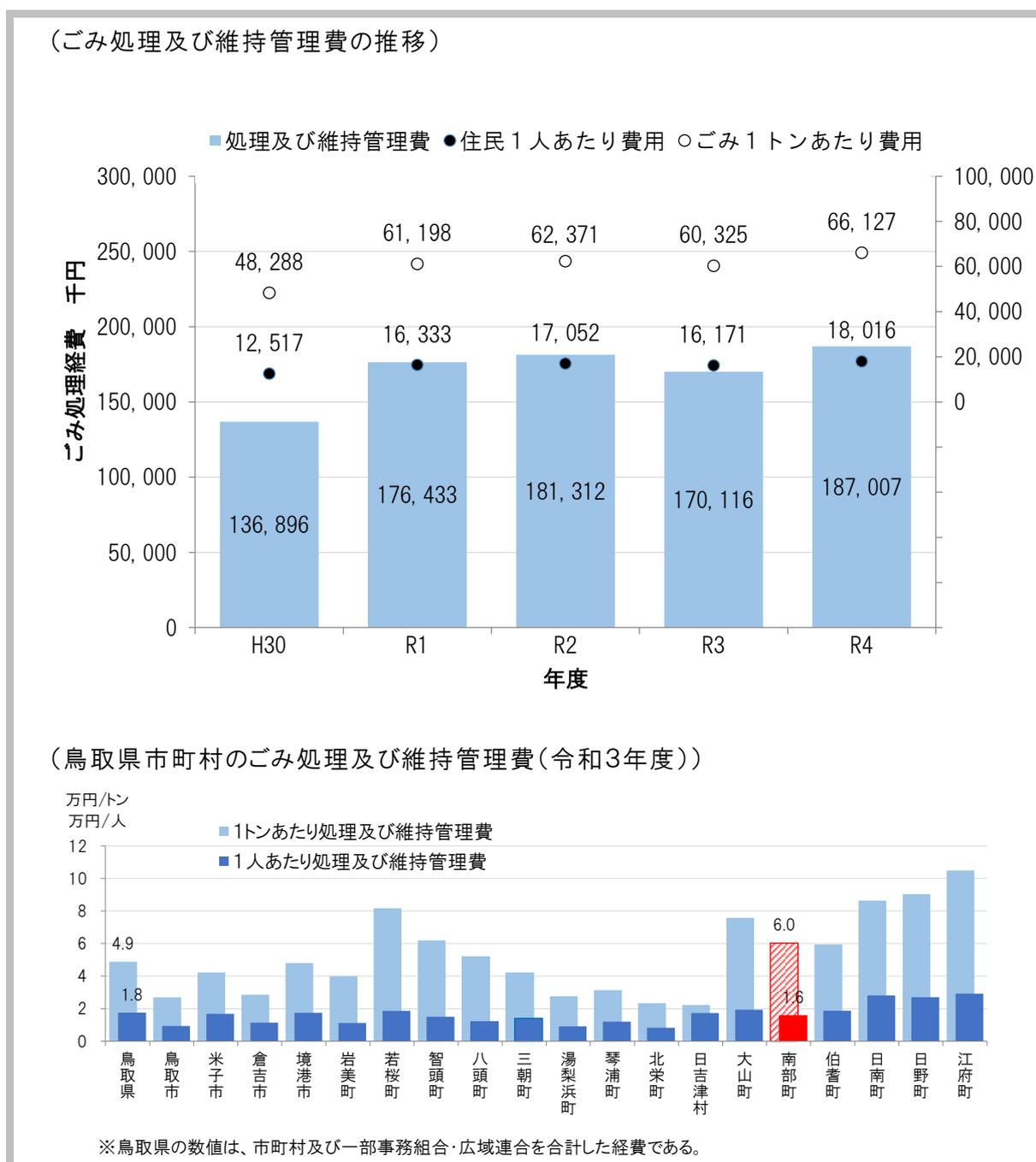
※3 集団回収量

町が実施する資源回収とは別に、自治会、PTAなどが自主的に回収した量。

1-5 ごみ処理経費

本町のごみ処理及び維持管理費は、令和4年度において約1億8,000万円です。令和3年度における住民1人あたりの費用は約16,000円、ごみ1トンあたりの費用は約60,000円となっています。

◆図表3-9 ごみ処理及び維持管理費の推移



1-6 ごみ処理評価

「1人1日当たり排出量(ごみ総排出量)」、「1人1日当たり排出量(家庭系ごみ排出量)」、「リサイクル率」、「最終処分率」、「1人当たりごみ処理経費」の5つを指標として、令和3年度における本町の値と、鳥取県平均、全国平均を比較して評価しました。鳥取県平均値、全国平均値をそれぞれ100として本町の値を指数化し、レーダーチャート図として示しました。レーダーチャートに示される五角形が大きいほど良好な状況にあることを示します。

本町において、「1人1日当たり排出量(ごみ総排出量)」、「リサイクル率」、「最終処分率」は、鳥取県平均、全国平均と比較して良好な状況にあります。「1人1日当たり排出量(家庭系ごみ排出量)」は、鳥取県平均と比較すると同等で、全国平均と比較すると良好な状況にあります。一方、「1人当たりごみ処理経費」は、鳥取県平均と比較すると良好ですが、全国平均と比較すると下回っています。

◆図表3-10 ごみ処理評価

指標	単位	令和3年度			指数	
		本町	鳥取県	全国	鳥取県	全国
1人1日当たり排出量 (ごみ総排出量)	グラム/人・日	740.7	1,000.7	890.0	126	117
1人1日当たり排出量 (家庭系ごみ排出量)	グラム/人・日	574.0	573.4	635.6	100	110
リサイクル率	%	32.9	28.5	19.9	116	165
最終処分率	%	3.7	6.2	8.7	140	157
1人当たりごみ処理経費	円/人	16,171	17,502	14,772	108	91

※指標値は令和3年度実績で、一般廃棄物処理実態調査結果を採用。

指数は、以下の算定式による。

(1人1日当たりごみ排出量、最終処分率、1人当たりごみ処理経費)

$$\text{指数} = (1 - (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$$

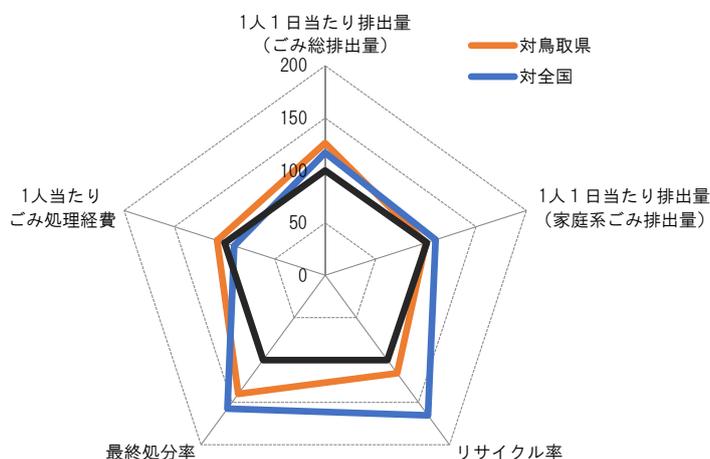
(リサイクル率)

$$\text{指数} = (1 + (\text{実績値} - \text{全国平均または県平均}) / \text{全国平均または県平均}) \times 100$$

※最終処分率 = 最終処分量 / ごみ総排出量

※ごみ処理経費は、建設改良費、処理及び維持管理費、その他のうち、毎年のごみ処理経費として継続して必要と判断される処理及び維持管理費とした。1人当たりごみ処理経費(鳥取県、全国)は、市区町村及び一部事務組合・広域連合を合計した経費とした。

(ごみ処理の評価(レーダーチャート))



1-7 ごみ処理行政の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、「循環型社会形成推進基本計画」を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、平成30年6月に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国の取組みの基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしています。

◆ 図表3-11 「第四次循環型社会形成推進基本計画」における基本的方向と数値目標

＜循環型社会形成に向けた取組みの中長期的な方向性＞		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な社会づくりとの統合的な取組み ・ 地域循環共生圏形成による地域活性化 ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ・ 適正処理の推進と環境再生 ・ 災害廃棄物処理体制の構築 ・ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 ・ 循環分野における基盤整備 		
＜数値目標＞		
指標	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約 850 グラム/人/日	令和7年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ量等を除く)	約 440 グラム/人/日	令和7年度
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン/年	令和7年度

(2)第9次鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県では、令和2年3月に「第9次鳥取県廃棄物処理計画(令和元～5年度)」を策定しており、一般廃棄物処理の目標を以下のとおり掲げています。

◆図表3-12 「第9次鳥取県廃棄物処理計画」における目標値

指標	令和5年度目標値
ごみ排出量(1人1日当たり排出量)	193千トン(965グラム/人・日)
リサイクル率	33%
最終処分量(割合)	12千トン(6.2%)

(3)鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想

西部圏域では、運営する一般廃棄物処理施設の老朽化が進行し、処理残渣の最終処分を行っている民間の最終処分場も最終処分期限が近づいていることから、長期的に施設の集約化等の抜本的な対策を講じるため、「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」を令和3年8月に策定しています。

西部圏域で稼働している処理施設は、令和13年度までに稼働を終了し、令和14年度からは、新たな処理施設として稼働する構想になっています。また、令和14年度における、ごみの排出量等に関する目標値を以下のとおり掲げています。

◆図表3-13 「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」における目標値

指標	令和14年度目標値
a.ごみ排出量(許可資源ごみ ^{※1} 量除く)	825.9グラム/人・日
b.家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)	440.1グラム/人・日
c.事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)	59.8トン/日(西部圏域)

※1 許可資源ごみは、行政が処理に関与せずに排出業者が直接資源化しているごみ。

※a～cの対象となるごみの内訳は下記のとおりである。

a.ごみ排出量(許可資源ごみ量除く)=ごみ排出量-事業系許可業者等搬入ごみ(資源ごみ量)

家庭系ごみ	収集ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ
事業系ごみ	許可業者等搬入ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ
集団資源回収										

b.家庭系収集ごみ(資源ごみ量除く)=家庭系収集ごみ(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+その他ごみ)

家庭系ごみ	収集ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ

c.事業系ごみ(資源ごみ量除く)

=事業系許可業者等搬入ごみ(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+その他ごみ)+事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+その他ごみ)

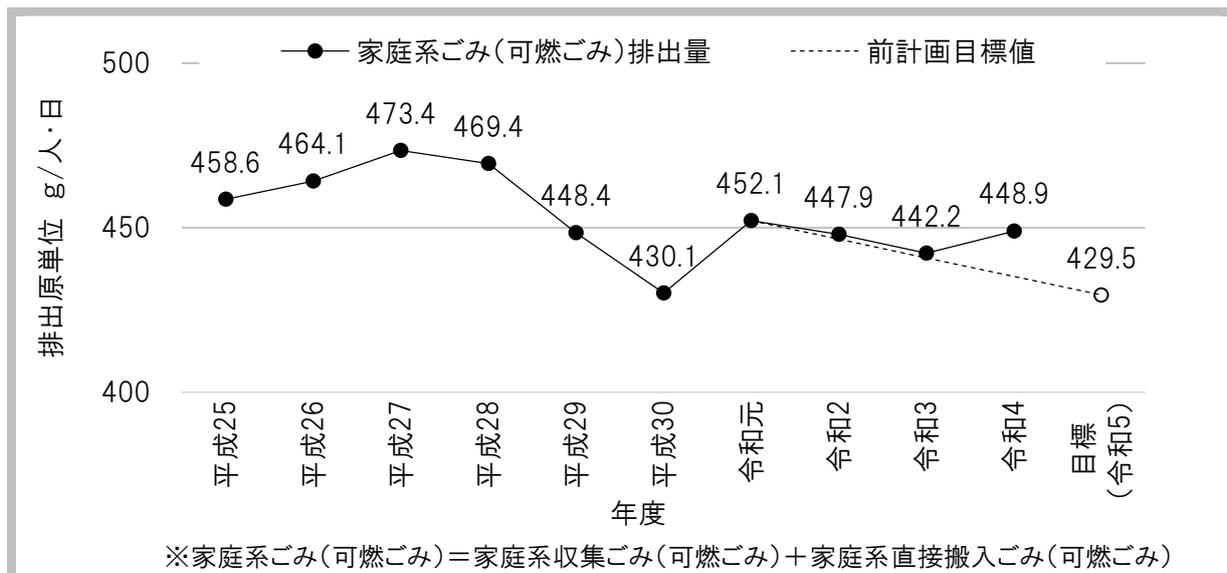
事業系ごみ	許可業者等搬入ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ

1-8 前計画の目標達成状況

(1)家庭系ごみ(可燃ごみ)排出量

前計画では、「令和5年度には、令和元年度排出量実績(452.1g/人・日)に対し5%削減を達成するよう努める。」という目標を掲げ、令和2、3年度においては概ね目標レベルを達成していました。令和4年度は448.9g/人・日と目標レベルに達していませんが、家庭系収集ごみ(可燃ごみ)が増加傾向にあることが要因として挙げられます。

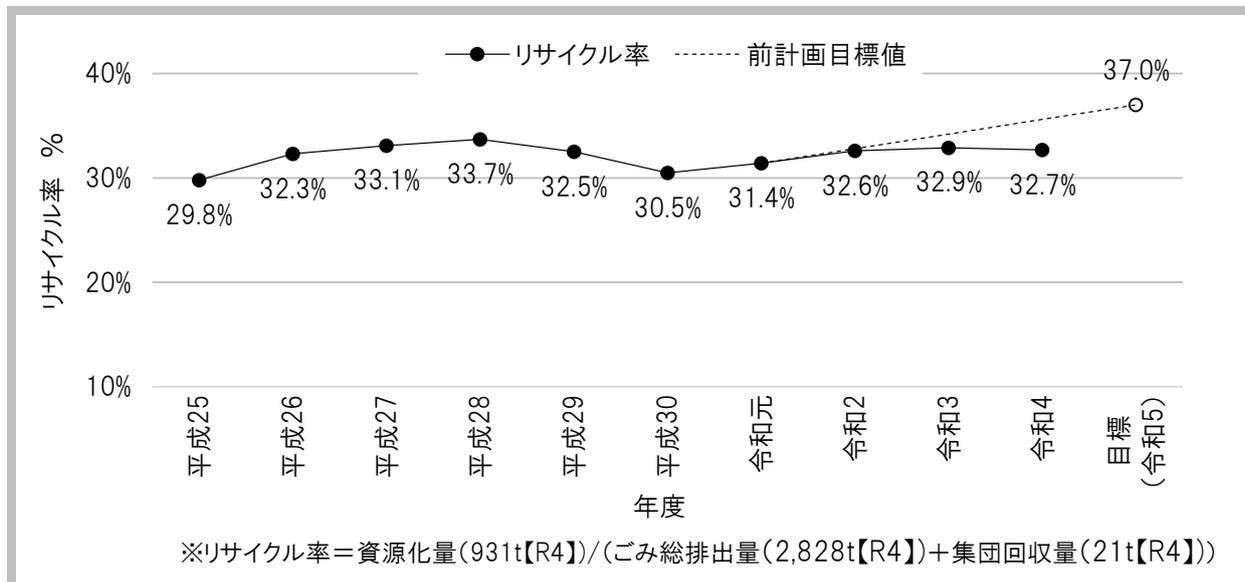
◆図表3-14 実績値と前計画目標値



(2)リサイクル率

前計画では、「令和5年度には、リサイクル率37%以上を達成するよう努める。」という目標を掲げ、令和2、3年度においては概ね目標レベルを達成していました。令和4年度は32.7%と目標レベルに達していませんが、資源物として回収される紙類の減少が要因として挙げられます。

◆図表3-15 実績値と前計画目標値



1-9 ごみ処理の課題

ごみの発生抑制・再資源化

- 令和3年度の「1人1日当たりのごみ排出量(排出原単位)」について、鳥取県市町村平均と本町を比較すると、鳥取県市町村平均は 1,000.7 グラム/人・日に対して、本町は 740.7 グラム/人・日でした。令和3年度の「リサイクル率」について、鳥取県市町村平均と本町を比較すると、鳥取県市町村平均は28.5%に対して、本町は32.9%でした。いずれも鳥取県市町村平均より良い数値を確保しており、今後も継続していくことが重要です。
- 前計画目標である「家庭系ごみ(可燃ごみ)排出量」は、令和2、3年度において概ね目標レベルを達成していましたが、令和4年度は目標レベルに達していませんでした。家庭系収集ごみ(可燃ごみ)における1人1日当たりの排出量が増加傾向にあり、可燃ごみとして捨てられていると考えられる食べ残し、生ごみの削減が必要です。
- 前計画目標である「リサイクル率」は、令和2、3年度において概ね目標レベルを達成していましたが、令和4年度は目標レベルに達していませんでした。ペーパーレス化に伴って、資源物として回収される紙類が減少していることが要因の1つとして挙げられます。また、資源化の可能性のある紙類が可燃ごみとして捨てられていることも考えられるため、小雑紙の分別回収の定着化など、さらなる分別徹底が必要です。
- 我が国は食料の多くを輸入に依存している一方で、まだ食べることができる食品を大量に廃棄しています。令和元年10月には「食品ロス削減推進法」が施行され、地方自治体として、食品ロスの削減に向けた取組みを検討する必要があります。
- 令和4年4月の「プラスチック資源循環法」施行に伴い、地方自治体は、プラマークのないプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化(再商品化)を検討する必要があります。

ごみの適正処理

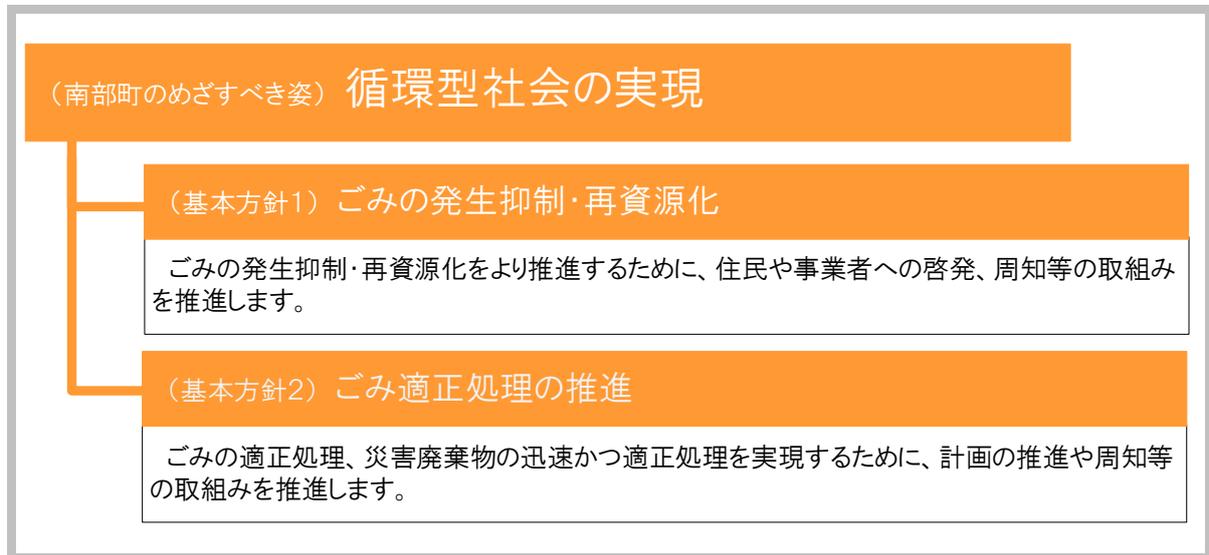
- 「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」では、ごみ処理の広域化を図るため、令和14年度を目標に、新たな処理施設の稼働を目指しています。今後、可能な限り、分別の統一など、広域化に向けた課題への対応を検討していく必要があります。

2. ごみ処理の目標

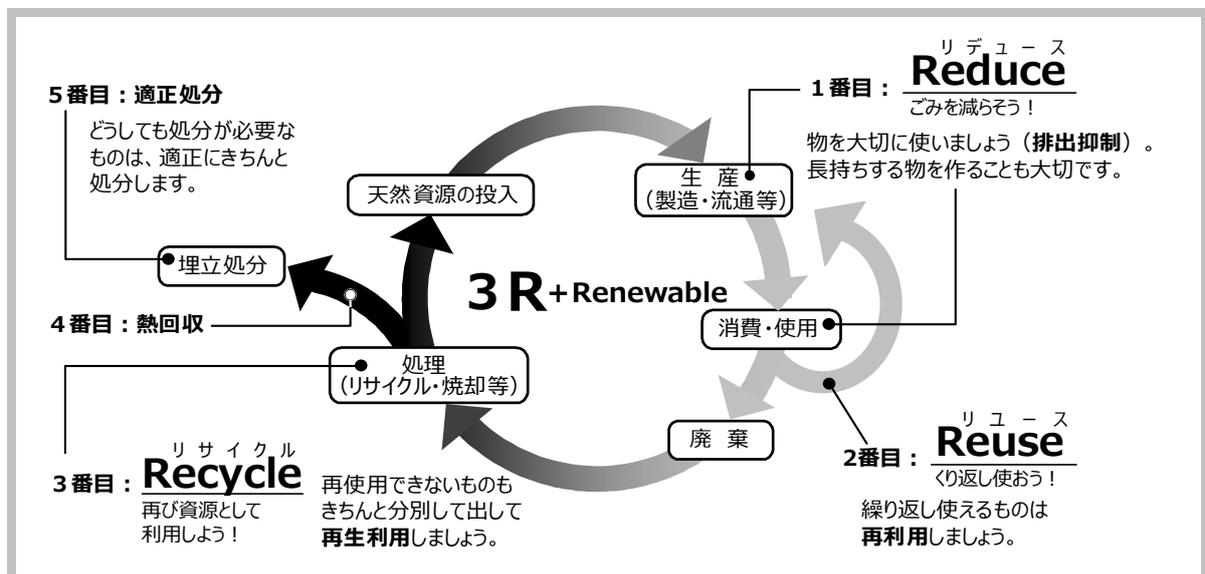
2-1 めざすべき姿、基本方針

本町のめざすべき姿、基本方針は以下のとおりとします。

◆図表3-16 めざすべき姿、基本方針



(参考: 国が進める循環型社会形成のイメージ)



2-2 将来推計と減量目標値

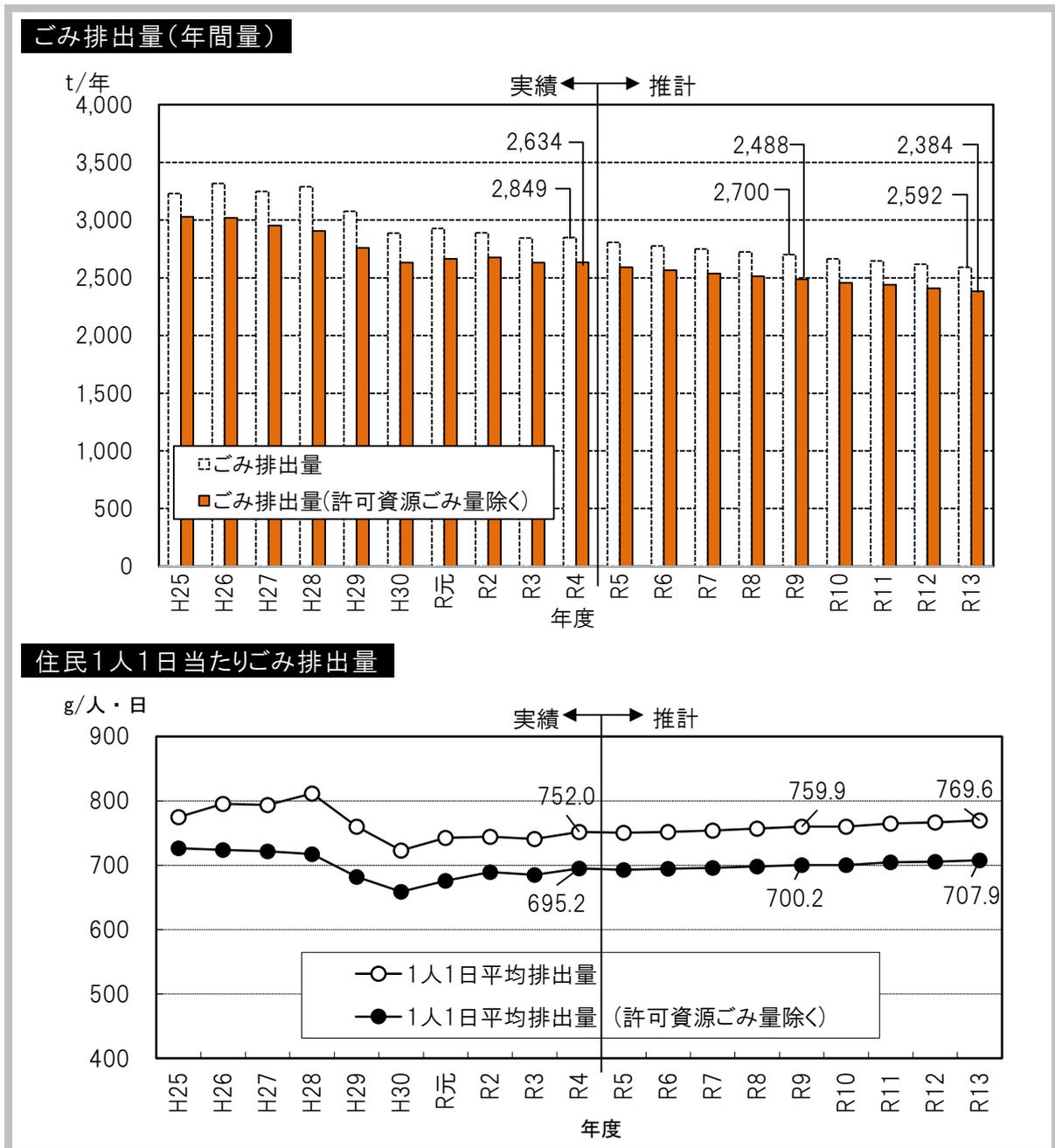
(1) 単純推計

① ごみ排出量

ごみ排出量は減少傾向にあり、令和4年度2,849tです。過去の実績を踏まえた単純推計は、令和5年度以降も減少することが予測され、令和9年度において2,700t、令和13年度において2,592tになる見込みです。住民1人1日当たりごみ排出量は、令和4年度752.0gであり、単純推計は、令和9年度759.9g、令和13年度において769.6gとなる見込みです。

なお、許可資源ごみ量除いたごみ排出量、住民1人1日当たりごみ排出量についても同様な傾向を推移しています。

◆ 図表3-17 ごみ排出量の単純推計

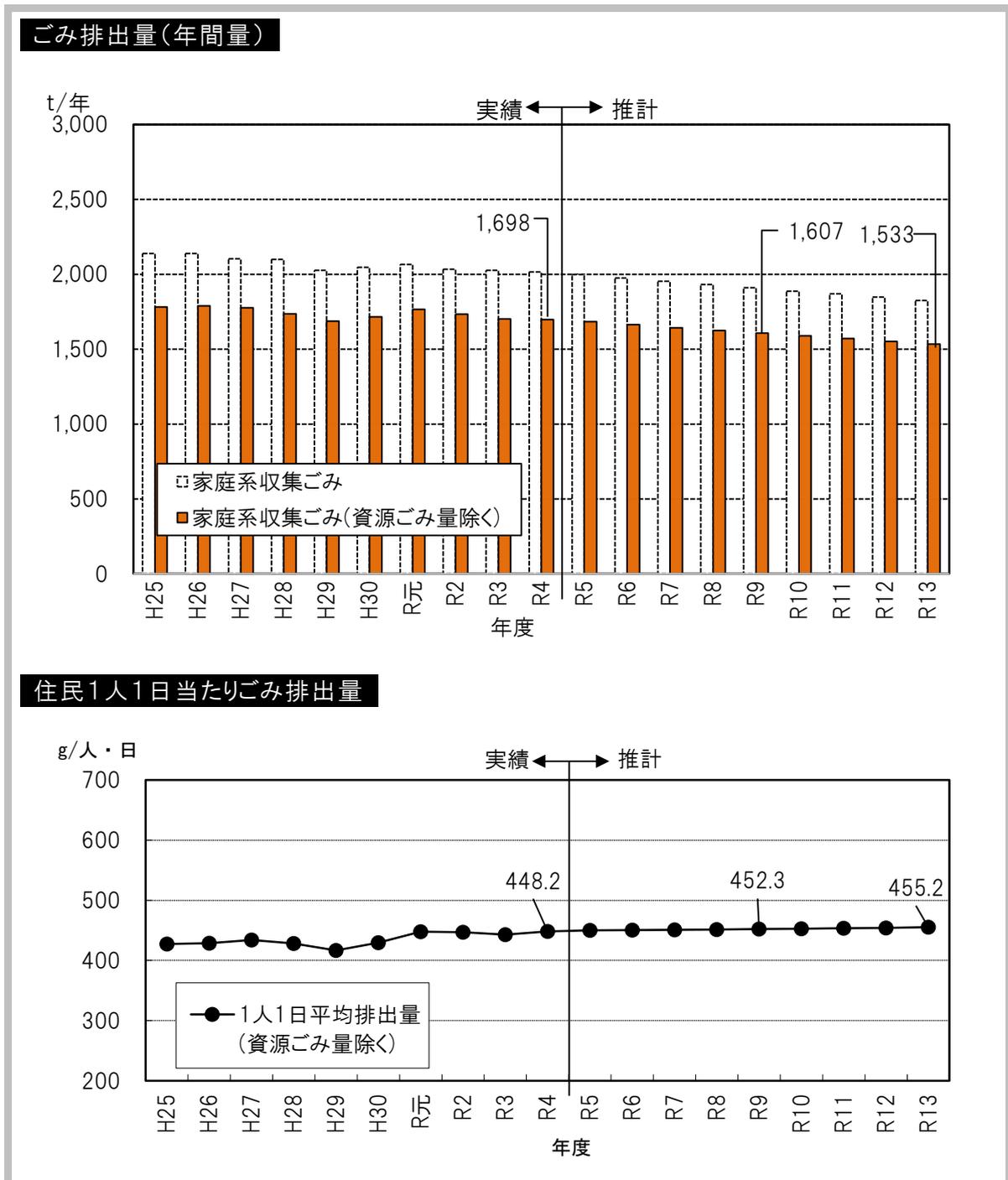


②家庭系収集ごみ排出量

家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、平成25年度以降減少傾向にあり、令和4年度において1,698tです。過去の実績を踏まえた単純推計は、令和5年度以降も減少することが予測され、令和9年度1,607t、令和13年度1,533tになる見込みです。

住民1人1日当たりの家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和4年度において448.2gであり、単純推計は、令和9年度452.3g、令和13年度において455.2gとなる見込みです。

◆図表3-18 家庭系収集ごみ排出量の単純推計

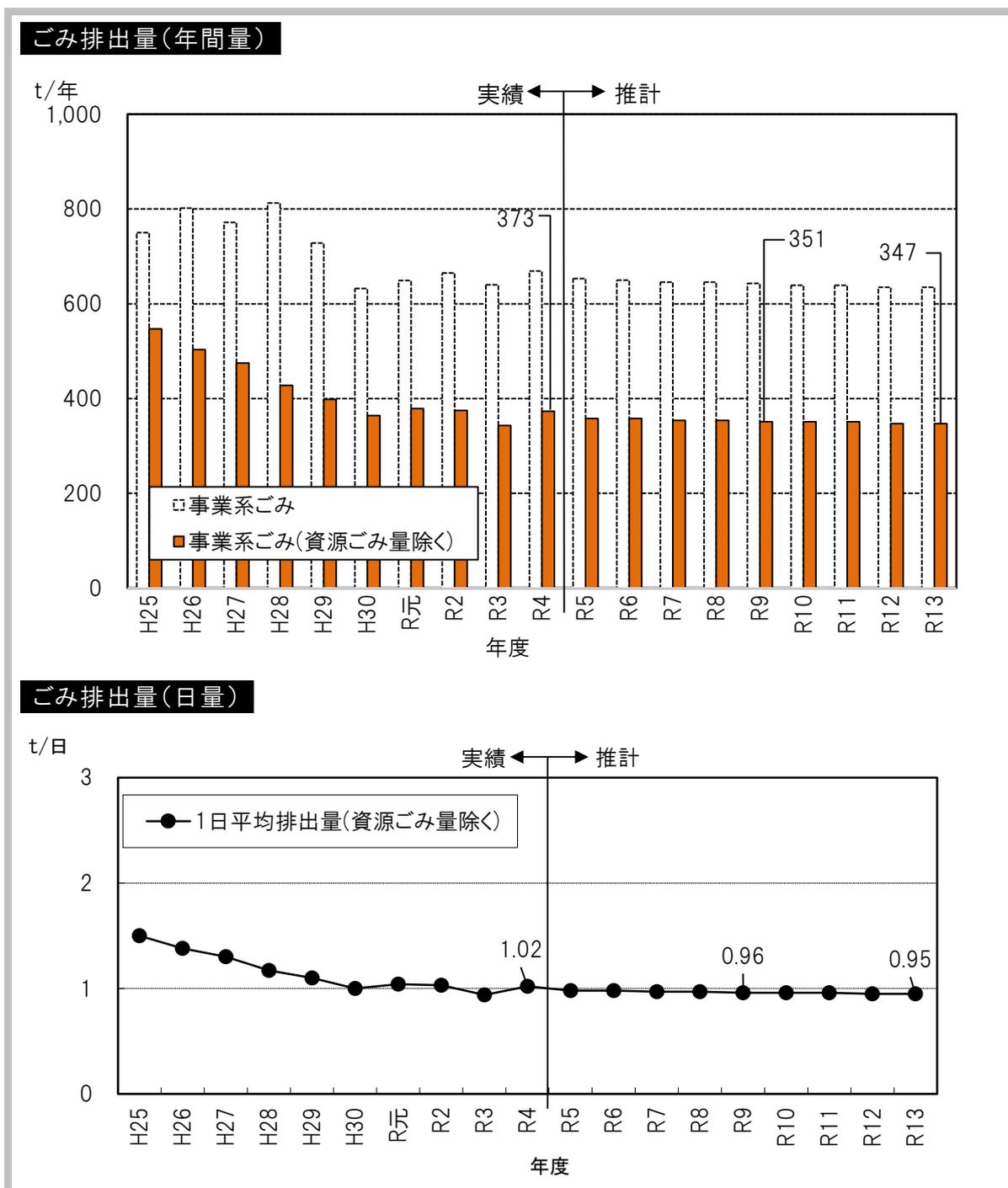


③事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、平成25年度～平成30年度にかけて減少し、それ以降は横ばい傾向にあり、令和4年度において373tです。過去の実績を踏まえた単純推計は、令和5年度以降減少することが予測され、令和9年度351t、令和13年度347tになる見込みです。

1日の事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和4年度において1.02tであり、単純推計は、令和9年度0.96t、令和13年度において0.95tとなる見込みです。

◆図表3-19 事業系ごみ排出量の単純推計



(2)目標推計

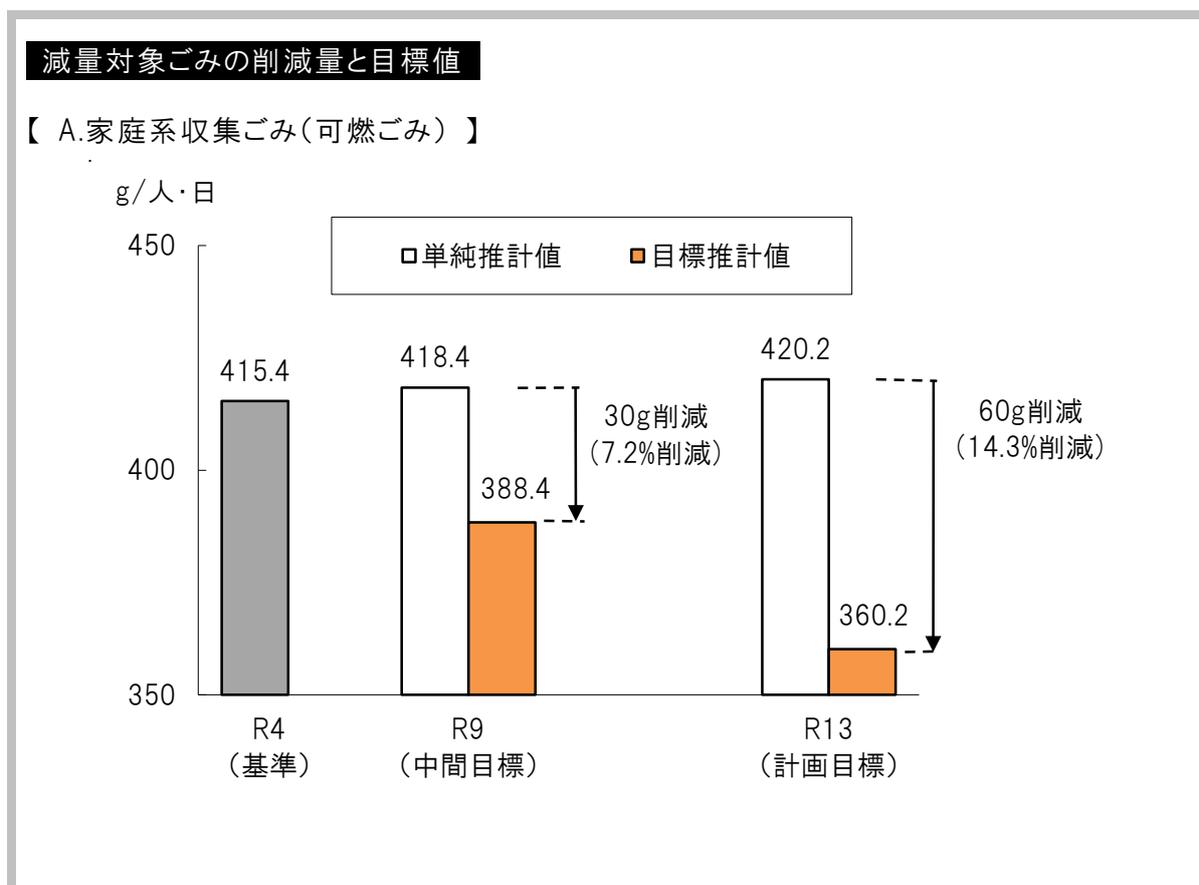
①減量目標値

減量対象とするごみは、家庭系収集ごみ(可燃ごみ)、事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ)とし、中間目標年度を令和9年度、計画目標年度を令和13年度とします。

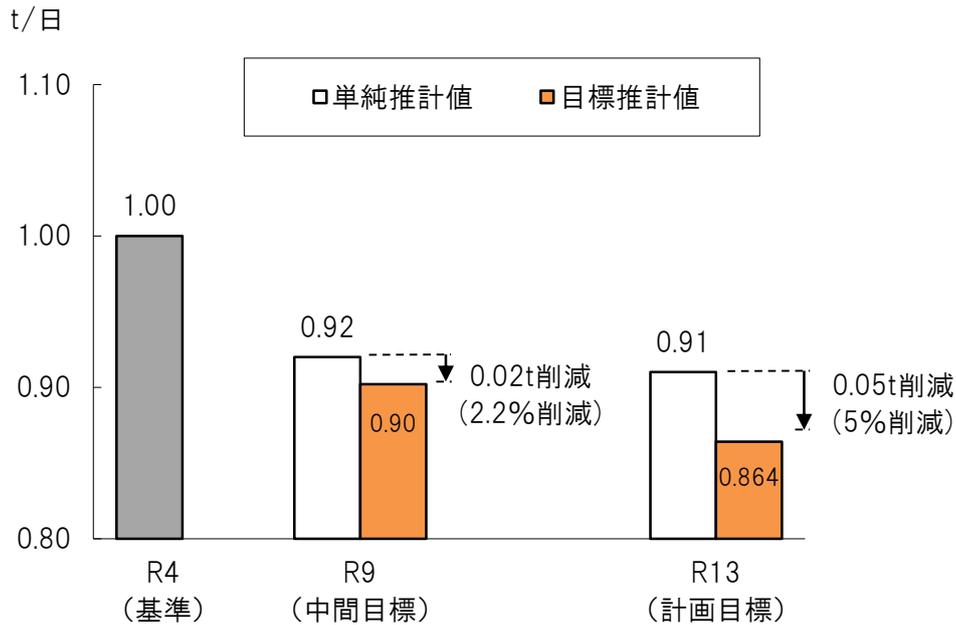
家庭系収集ごみ(可燃ごみ)は、図表3-21に示す取組みを住民へ啓発することで、令和9年度30g/人・日(7.2%)、令和13年度60g/人・日(14.3%)削減を目指します。事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ)は、令和13年度に単純推計値の5%削減することを目標とし、令和9年度0.02t/日(2.2%)、令和13年度0.05t/日(5%)削減を目指します。

なお、国が定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」、「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」の指標を踏まえ、令和13年度における減量目標値は、「ごみ排出量:733.4g/人・日」、「ごみ排出量(許可資源ごみ量除く):671.6g/人・日」、「家庭系収集ごみ(資源ごみ量除く):394.6g/人・日」、「事業系ごみ(資源ごみ量除く):0.90t/日」とします。

◆図表3-20 減量目標値



【 B.事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ) 】



減量目標値

		R4 (基準年度)	R9 (中間目標年度)		R13 (計画目標年度)	
		実績値	単純推計	目標推計	単純推計	目標推計
(減量対象ごみの目標値)						
A.家庭系収集ごみ(可燃ごみ)	[g/人・日]	415.4	418.4	388.4	420.2	360.2
B.事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ)	[t/日]	1.00	0.92	0.90	0.91	0.864
(減量目標値)						
a.ごみ排出量	[g/人・日]	752.0	759.9	743.6	769.6	733.4
b.ごみ排出量(許可資源ごみ量除く)	[g/人・日]	695.2	700.2	683.9	707.9	671.6
c.家庭系収集ごみ(資源ごみ量除く)	[g/人・日]	448.2	452.3	422.4	455.2	394.6
d.事業系ごみ(資源ごみ量除く)	[t/日]	1.02	0.96	0.94	0.95	0.90

※aは国が定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」における指標である。

※b～dは「鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想」における指標であり、各指標の対象となるごみの内訳は下記のとおりである。

A、Bは、本計画の減量対象とするごみである。

b.ごみ排出量(許可資源ごみ量除く)＝ごみ排出量－事業系許可業者等搬入ごみ(資源ごみ量)

家庭系ごみ	収集ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ
事業系ごみ	許可業者等搬入ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ
集団資源回収										

c.家庭系収集ごみ(資源ごみ量除く)＝家庭系収集ごみ(可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋その他ごみ)

家庭系ごみ	収集ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ
Aの目標値										

d.事業系ごみ(資源ごみ量除く)

＝事業系許可業者等搬入ごみ(可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋その他ごみ)＋事業系直接搬入ごみ(可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋その他ごみ)

事業系ごみ	許可業者等搬入ごみ					直接搬入ごみ				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ
Bの目標値										

◆図表3-21 家庭系収集ごみ(可燃ごみ)の減量目標とその取組み

チャレンジ！ 可燃ごみを出す前にひと工夫！

令和13年度目標:60グラム削減(うち、29グラムは資源物へ)

- 食べ残されたり、手付かずのままごみ出しされている食品は5%程度あります。



1人1日当たり
排出量 20グラム

⇒すべての家庭で取組みましょう。

- ❖ 食事の量を良く考え、作り過ぎないようにしましょう。
- ❖ 作った料理は食べ残さない様にしたり、翌日のお弁当に利用しましょう。

食べ残し

目標:20グラム削減

- 生ごみは可燃ごみの3~4割を占めています。
- 水分が多いと焼却に使用するエネルギーが大きくなります。



1人1日当たり
排出量 160グラム

※うち70%(110グラム)程度が水分です。

⇒水切りに取組みましょう。
ひと絞りで10%程度の水切り

- ❖ 調理くずは、生ごみ処理機器やコンポストなどを利用して堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。

- ❖ 生ごみは、三角コーナー等を用い、しっかり水切りを行いましょう。

調理くず

目標:11グラム削減

- 分別すれば資源化できる古紙や雑がみが可燃ごみに出されています。



1人1日当たり
排出量 140グラム

※うち資源化可能なもの20~40%程度

⇒古紙や雑がみを
資源回収に出しましょう。

- ❖ 決められた分別に協力しましょう。

- ❖ 分別しないと再資源化できなくなります。

古紙類

目標:29グラムを資源回収へ

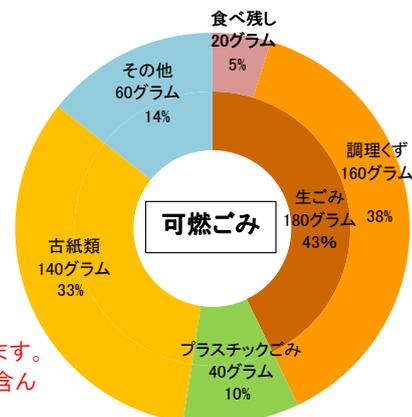
(重さの目安)

新聞紙(1枚あたり) 20グラム/牛乳パック(1リットル) 26グラム

ティッシュペーパーの箱 30グラム/ハガキ 5グラム

- ❖ 可燃ごみは、生ごみ、プラスチックごみ、古紙類、その他のものが排出されています。
- ❖ その中には、分別すれば資源化できる古紙類、水切り等により削減できる生ごみが多く排出されています。

- ✓ 具体的な割合は、類似自治体による調査結果を参考としています。(本町は、乾燥させた試料の割合を調査していますが、水分を含んだ試料の調査を実施していないためです。)



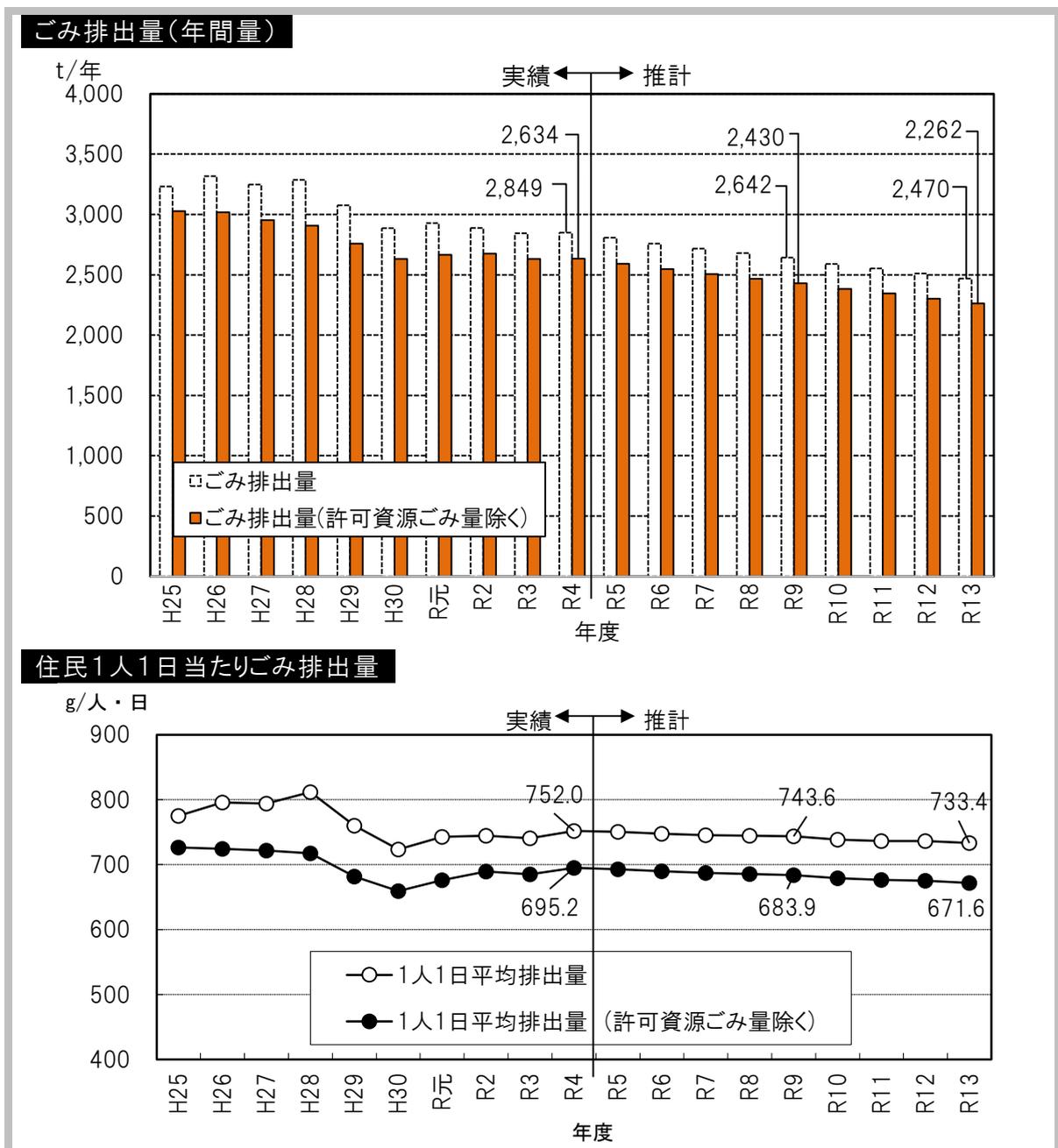
②減量目標値を達成した場合のごみ排出量

a)ごみ排出量

減量目標値を達成した場合のごみ排出量は、令和9年度2,642t、令和13年度2,470tとなる見込みです。ごみ排出量(許可資源ごみ量除く)は、令和9年度2,430t、令和13年度2,262tとなる見込みです。

住民1人1日当たりごみ排出量は、令和9年度743.6g、令和13年度733.4gとなる見込みです。住民1人1日当たりごみ排出量(許可資源ごみ量除く)は、令和9年度683.9g、令和13年度671.6gとなる見込みです。

◆図表3-22 ごみ排出量の目標推計

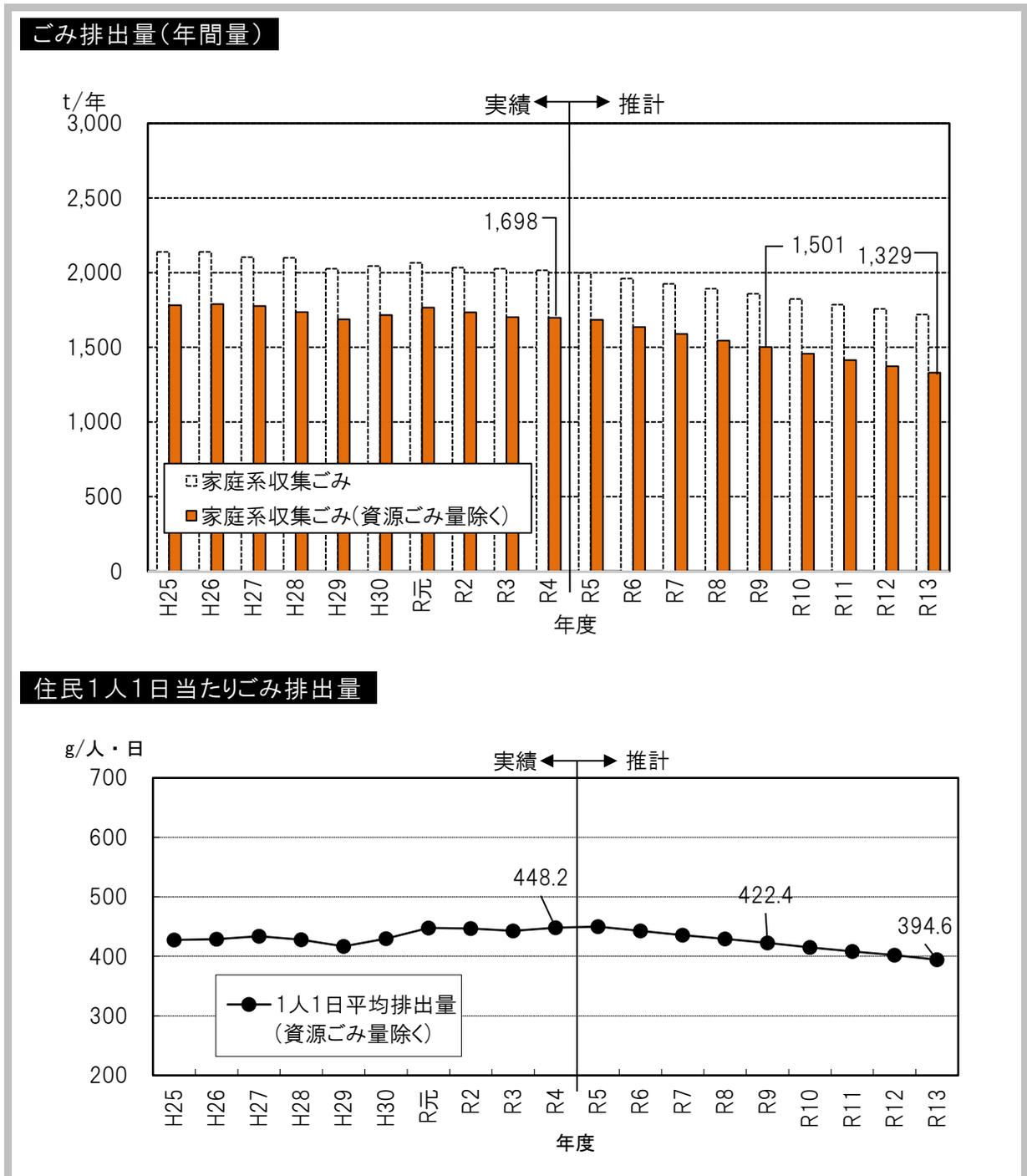


b)家庭系収集ごみ排出量

減量目標値を達成した場合の家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和9年度1,501t、令和13年度1,329tとなる見込みです。

住民1人1日当たり家庭系収集ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和9年度422.4g、令和13年度394.6gとなる見込みです。

◆図表3-23 家庭系収集ごみ排出量の目標推計

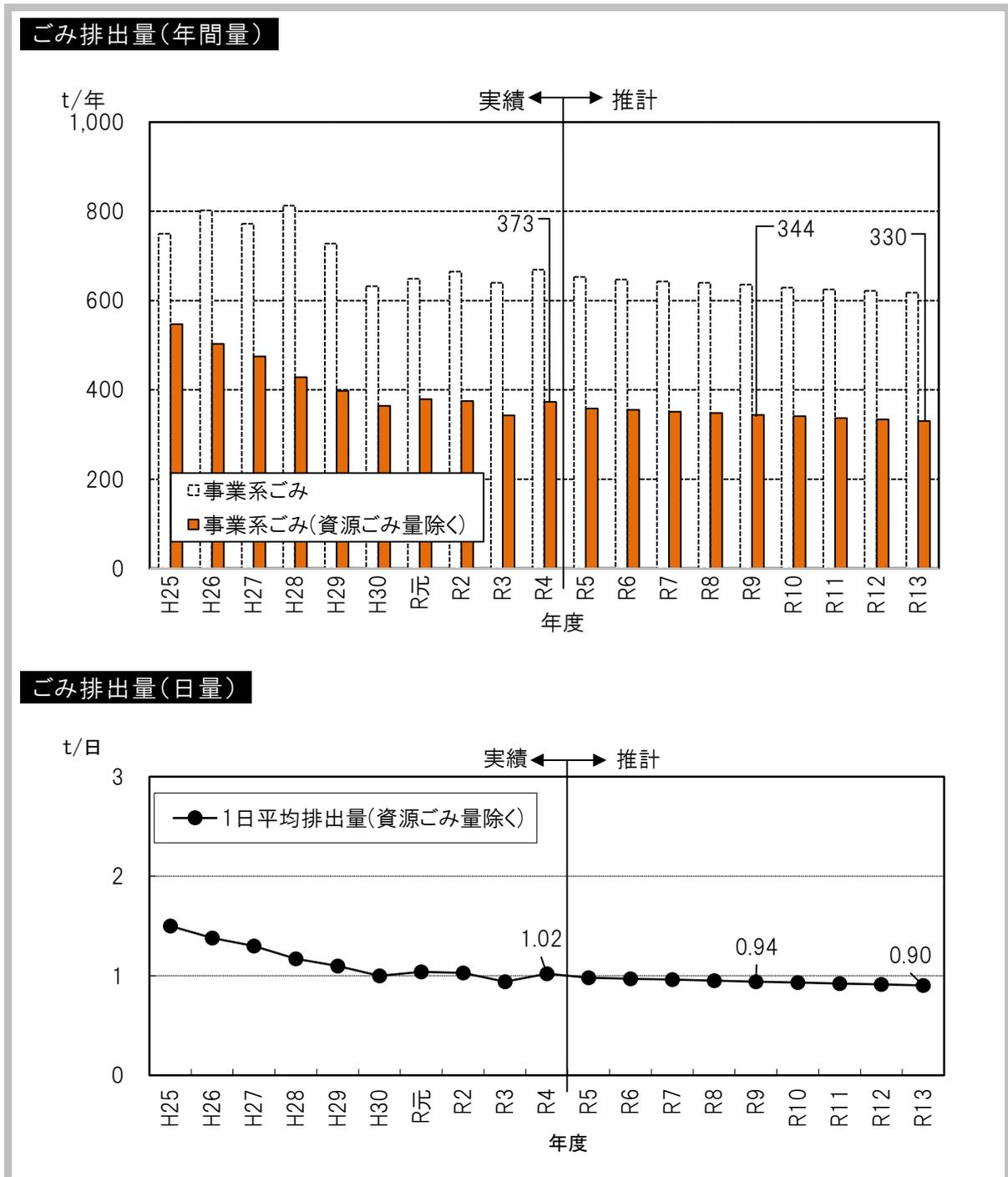


c)事業系ごみ排出量

減量目標値を達成した場合の事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和9年度344t、令和13年度330tとなる見込みです。

1日の事業系ごみ排出量(資源ごみ量除く)は、令和9年度0.94t、令和13年度において0.90tとなる見込みです。

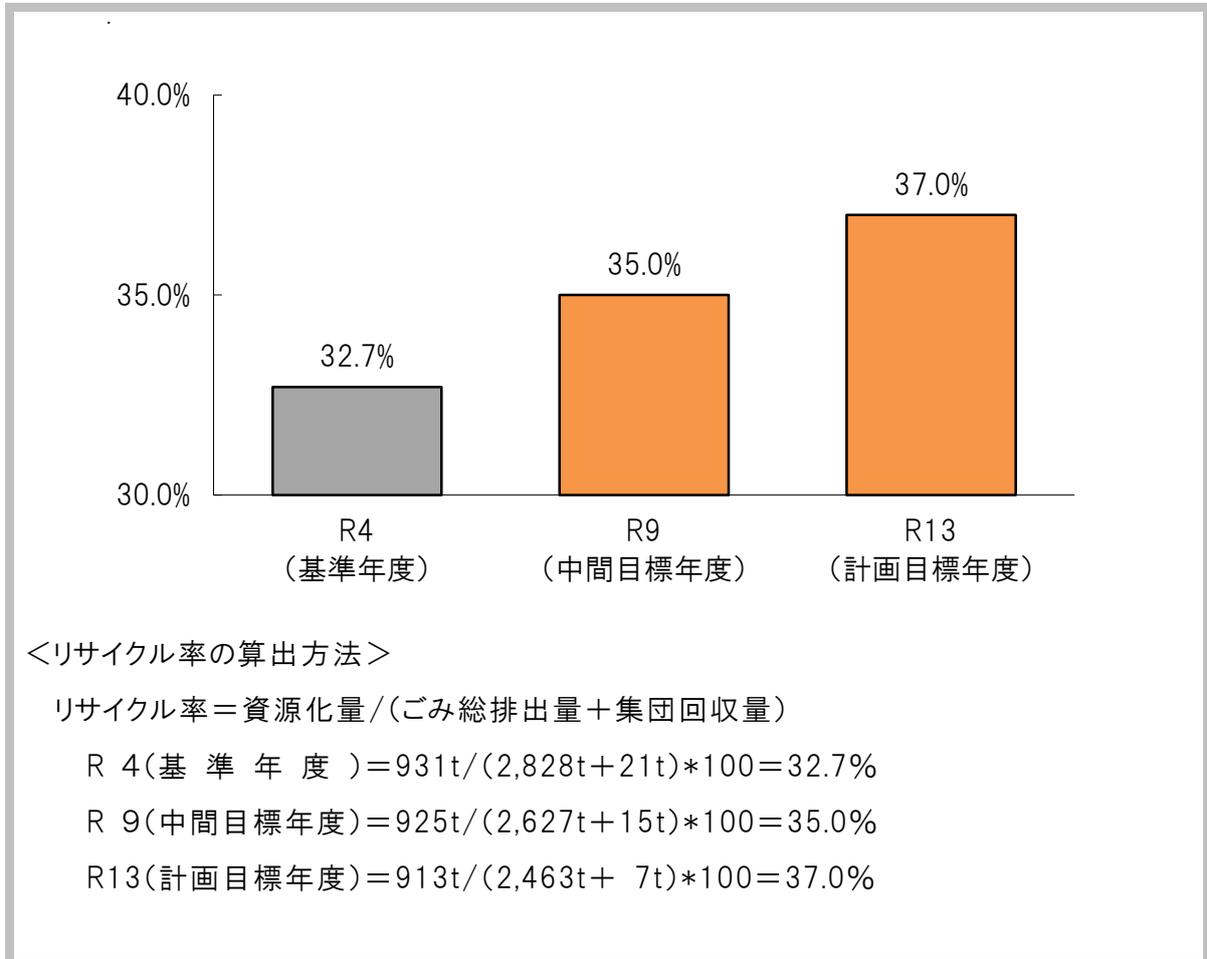
◆図表3-24 事業系ごみ排出量の目標推計



③減量目標値を達成した場合のリサイクル率

28ページに示したとおり、可燃ごみとして排出されている古紙や雑がみ29g/人・日を資源物として回収することで、令和9年度35.0%、令和13年度37.0%になることを見込みます。

◆図表3-25 リサイクル率の目標推計



3. 計画の体系

計画の体系は以下のとおりとします。具体的な施策のうち、「3キリ運動の推進」、「事業所における紙ごみ対策」は、計画期間内に重点的に取組む重点施策として位置づけます。

◆図表3-26 計画の体系



4. ごみの発生抑制・再資源化(基本方針1)

4-1 啓発・教育

施策1	住民・事業所への啓発	【継続】
-----	------------	------

ごみの発生抑制・再資源化を推進するためには、住民・事業所の協力なくしてはなし得ません。本町は、ごみ問題への住民の意識向上と取組みしやすい環境づくりを進めるため、広報やホームページにごみの分別やリサイクル等に関する記事を掲載しています。

今後も地元説明会や広報等により、住民・事業所の排出抑制への理解を深めていくことが必要です。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 広報やホームページでは、困ったときにすぐ役立つ情報や、お問い合わせの多い内容について情報提供します。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none">● 広報やホームページからの情報を活用して、具体的な取組みを実践しましょう。

施策2	環境教育の充実	【継続】
-----	---------	------

本町は、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進めていくため、出前講座を実施しています。

ごみの発生抑制・再資源化を推進するためには、住民・事業所への啓発とともに、環境教育を充実させることが重要です。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 公民館や小中学校で必要があれば職員が出前講座を行います。● イベントの実施、講師の紹介等、環境教育の重要性を呼びかけます。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none">● 出前講座を積極的に活用し、取組みについて学び、実践しましょう。

思いやり消費(エシカル消費)とは、消費者それぞれが人や社会、地球環境に配慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。次世代へ今の環境を継承するため、一人ひとりが意識を持って取り組むことが大切です。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン購入を推進します。 ● 環境負荷の少ない製品の購入を呼びかけます。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 購入の際は、できるだけ環境負荷の少ない製品を購入しましょう。

※「グリーン購入」とは？

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

<具体例>

- 「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」等、第三者機関が認定する環境物品を選択する。
- 再生材料(再生プラスチック、間伐材 等)を多く使用している物品を選択する。
- OA 機器及び家電製品等については、消費エネルギーがより小さい物品を選択する。

4-2 発生抑制・再資源化

施策4	3キリ運動の推進	【新規】
-----	----------	------

家庭において可燃ごみを減らすためには、食品ロスの削減、生ごみの減量化が重要です。3キリ運動等について、広報やホームページで紹介し、住民や事業者の啓発を図る必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 3キリ運動について、家庭や事業所での実践を啓発します。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材を使いキリ、料理を食べキリ、生ごみを捨てる前に水キリをしましょう。 ● 買い物の際は、必要な分量のみを購入するよう心がけましょう。

『3キリ運動』で生ごみ削減を推進！

<p style="text-align: center;">食材を使いキリ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 買い物前に冷蔵庫をチェック <input checked="" type="checkbox"/> 残っている食材から使う <input checked="" type="checkbox"/> 必要な分量だけ買う <input checked="" type="checkbox"/> 皮を厚くむきすぎない <input checked="" type="checkbox"/> 捨てていた部分も調理に 	<p style="text-align: center;">料理を食べキリ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 食べきれ的分だけ作る <input checked="" type="checkbox"/> 残り物は上手に保存・アレンジして次の食事に <input checked="" type="checkbox"/> 食事はハーフサイズや小盛等 食べきれる量を注文 	<p style="text-align: center;">生ごみの水キリ</p>  <p style="text-align: center;">捨てる前にギュツとひと絞り！</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 軽くなってごみ出しも楽ちん <input checked="" type="checkbox"/> 水が出ず持ち出し場も清潔
---	---	---

◆生ごみ対策1 手付かず食品・食べ残しの削減

手付かず食品・食べ残しの量は焼却ごみの4%を占めています。

→ 食材を使いきり、料理を食べきることで焼却ごみの4%を削減しよう。

◆生ごみ対策2 水切りの励行

生ごみの重量の約7割は水分であるといわれています。

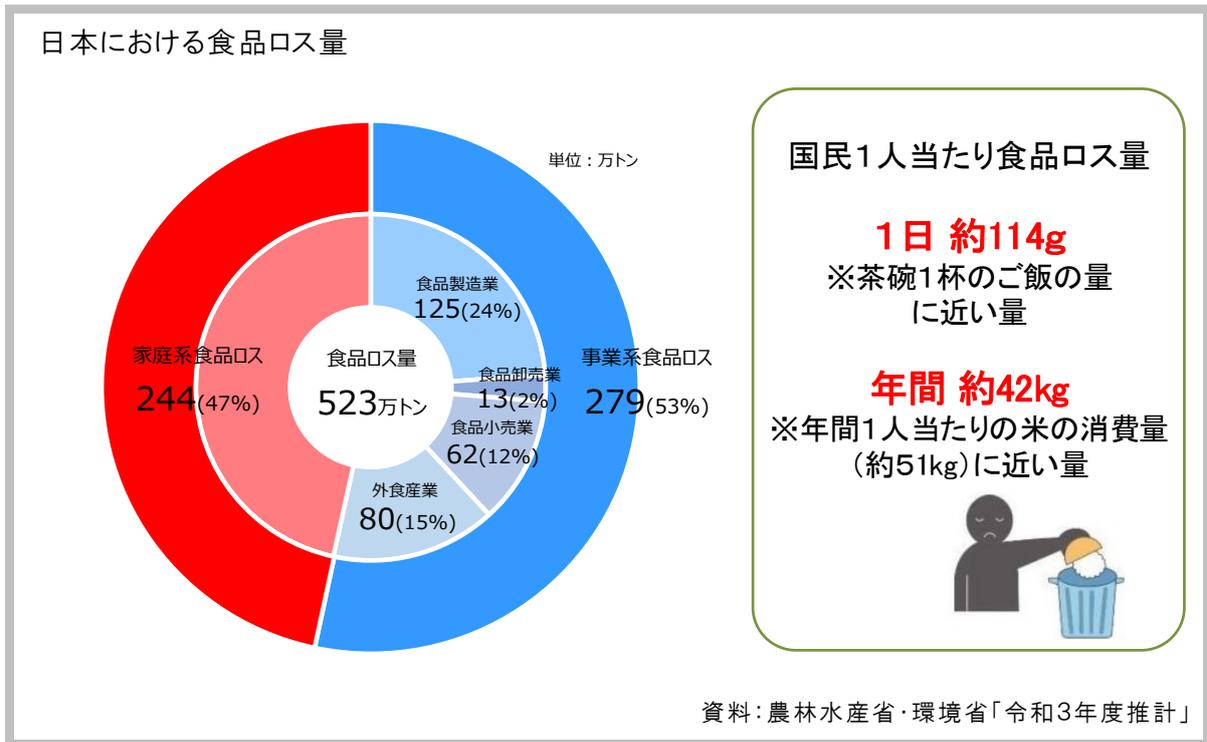
→ 三角コーナーや水切りグッズを利用して水切りを進めましょう。

◆水切り器による生ごみ減量効果例 ⇒ 生ごみの10～15%程度の削減が期待できます。

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9～11.0%	19.2～30.7%	6.6%	8.4～11.0%
			

(資料:「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」平成24年3月埼玉県清掃行政研究会)

食品ロス量のうち、事業系食品ロスは約5割を占めています。食品リサイクル法(略称)では、食品関連事業者(食品の製造、卸売、小売、外食あるいは結婚式場業、旅館業など)のうち、食品廃棄物等(ちゅう芥類など)の発生量が100トン以上となる事業者は、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等を行うことと定められています。



【各主体の役割】

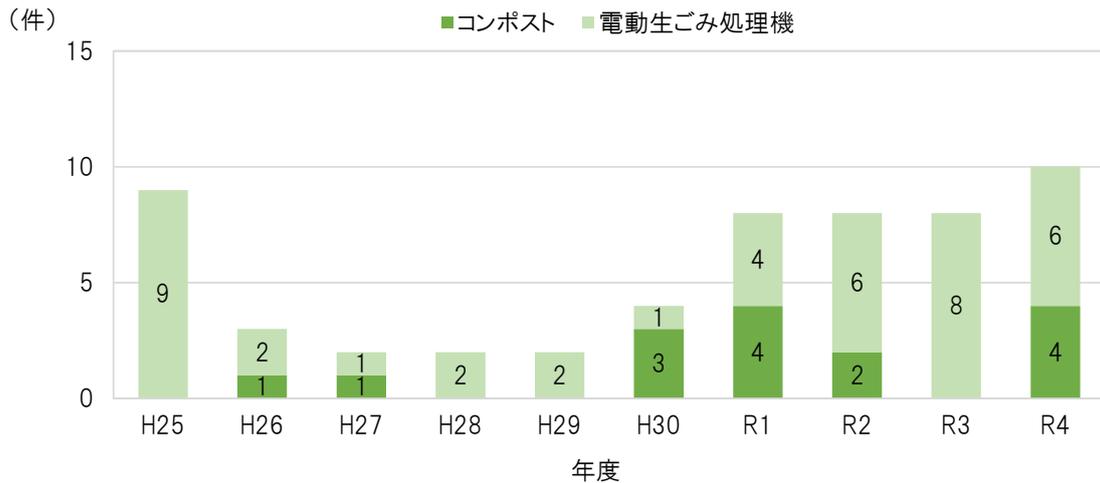
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 外食時における食品ロス削減の啓発を実施します。 ● フードバンク活動を紹介し、住民や事業者の意識を啓発します。 ● 災害備蓄用食料の有効活用を図ります。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 外食時は、食べきれぬ量を注文し、食品ロスを減らしましょう。

◆フードバンク

フードバンクとは、まだ食べられるのに処分されてしまう食品を集めて、それらを必要とする福祉施設や団体などに寄付する取組みです。食料資源を有効に活用し、食品ロス削減につながる取組みです。

本町では、生ごみの自家処理を推進するため、電動生ごみ処理機の無償貸出を実施しています。また、電動生ごみ処理機やコンポストを購入した住民に対して、購入額の助成を実施しています。生ごみ処理機器を普及させるために、助成制度の利用者を増やす必要があります。

◆電動生ごみ処理機等に関する助成実績の推移



【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭用電動生ごみ処理機の無償貸出しを行い、処理機の性能を体験してもらうことにより生ごみの自家処理を推進します。 ● 電動生ごみ処理機やコンポストの購入者を支援し、生ごみの減量化及びリサイクルの推進の観点から生ごみの堆肥化等の推進を図ります。 ● 「食品リサイクル法」では、多量に生ごみを発生する食品関連事業者に対して発生抑制、再利用等を行うことが定められており、対象事業者はその遵守を要請していきます。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 電動生ごみ処理機の無償貸出しや、購入額の助成制度を活用し、生ごみの堆肥化に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 多量に生ごみが発生する食品関連事業者は、「食品リサイクル法」を遵守しましょう。

環境省は、プラスチック資源循環戦略において令和12年までに、使い捨てプラスチックを25%削減に向けて取組むことを推進しています。また、令和2年7月の容器包装リサイクル法改正により、小売店などにレジ袋の有料化を義務付け、環境性能が認められるレジ袋への転換の協力を要請しています。さらに、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村の役割として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化（再商品化）」が示されました。

本町では、 プラのマークがついている商品等を「軟質プラスチック類」として分別収集していますが、今後は、 プラマークのないプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化（再商品化）について、鳥取県西部広域行政管理組合と連携して検討することが必要です。

◆製品プラスチック（ プラマークがないもの）の例

「不燃ごみ及び不燃粗大ごみ」の中で資源化適用の可能性があるもの（具体例）

バケツ、おもちゃ、ハンガー、ほうき、ちりとり、弁当箱、コップ、ごみ箱、植木鉢など（プラスチック製のものに限る）

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● レジ袋の排出を抑制するため、住民に対してマイバック持参の呼びかけを行います。 ● トレイについては、小売店に対して店頭回収を実施するよう要請します。 ● 販売店に対して、「裸売りの推進」、「詰め替え製品の消費拡大」、「リターナブルびん製品の陳列」等について要請します。 ●  プラマークのないプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化について、鳥取県西部広域行政管理組合と連携して検討します。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物の際は、マイバックを持参しましょう。 ● トレイの店頭回収をしている協力店を利用しましょう。 ● 分別を徹底し、資源化（再商品化）に協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売事業者はレジ袋の無料配布を中止するなど、住民、行政の取組みに協力しましょう。

施策8	指定ごみ袋制度の推進	【継続】
-----	------------	------

本町は、指定ごみ袋制度を導入しています。今後も、ごみ処理手数料に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討する必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理手数料に関する調査・検討を行います。
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理費用の一部を負担しているということを理解し、ごみの排出量をできるだけ減らしましょう。

施策9	事業所における紙ごみ対策	【継続】
-----	--------------	------

事業所から発生する一般廃棄物の多くは、紙ごみです。不要になった紙を安易にごみにせず、再資源化をすることは森林資源の確保のためにも重要です。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙ごみを多量に排出する事業所に対して、独自で回収業者と契約し、資源化が行えるよう情報提供を行うとともに、古紙回収の推進について要請します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙ごみの資源化に協力しましょう。

施策10	事業所における紙おむつ対策	【継続】
------	---------------	------

本町の医療機関等から発生する使用済み紙おむつの一部は、伯耆町の紙おむつ燃料化施設で資源化し、有効利用を図っています。可燃ごみを減らすためには、可燃ごみの資源化を継続していくことが必要です。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所から排出される紙おむつは、伯耆町清掃センターに直接搬入とし、ペレット化の促進を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙おむつが排出される場合は、伯耆町清掃センターに直接搬入し、ペレット化に協力しましょう。

本町では、「ごみの分け方・出し方」を作成し、ホームページへ掲載するなど、住民への分別周知を図っています。

現状の分別精度を維持・向上するために、継続した啓発活動を行うとともに、平成29年より実施している小雑紙の分別回収を定着させる必要があります。



＜ごみの分け方・出し方＞

しょうじつ、ふかみ
小雑紙とは何？

しょうじつ、ふかみ
・小雑紙とは、おおむねハガキの大きさより小さな紙のことを指します。例えば、下の絵のようなものなどです。


名刺


ハガキ


レシート


シュレッダー紙


紙コップ


封筒等

(コーティングされたものは可)

汚れた紙・臭いの強い紙は→可燃ごみで出してください。
新聞・チラシ、ダンボール、牛乳パック、雑誌類は→古紙類に分別してください。
名前や電話番号等が気になる方は、細かくして出してください。

出し方 …透明の袋に入れてください。

収集日 …発泡スチロール・軟プラ類の日に出してください。

＜小雑紙の分別＞

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● PTA、子ども会等が団体でリサイクルする事業を支援し、集団回収活動を維持します。 ● 缶類、ペットボトル、古紙类等資源ごみ及び再生用資源ごみの現在の分別をさらに徹底します。 ● 軟質プラスチック類、小雑紙の分別回収を拡大し、固形燃料への再利用を推進します。 ● 衣類・布団等の分別回収を定着させ、固形燃料の原材料としての再生利用を推進します。 ● 木(剪定枝、枝葉)・木製品の木質チップ化の再利用を推進します。 ● 分かりやすい分別方法等の周知のため、テノヒラ役場のごみ分別チャットボットの活用を促進します。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの分別に協力しましょう。

5. ごみ適正処理の推進(基本方針2)

5-1 収集・運搬

施策1	事業系ごみの適正な監督方法の検討	【継続】
-----	------------------	------

事業系一般廃棄物の搬入は、事業者自らが行うか、本町が許可する収集運搬許可業者により行っています。

事業者に対する排出者処理責任に関する指導を継続するとともに、分別徹底を行うよう排出事業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導を継続する必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 事業者に対して、排出者処理責任に関する指導を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 分別ルールに基づき、ごみ出しをしましょう。

施策2	収集運搬体制の検討	【見直し】
-----	-----------	-------

家庭系ごみは委託業者により収集を行い、事業系ごみは許可業者により収集を行っています。また、小型家電はこれまで不燃ごみとして収集していましたが、小型家電には鉄、アルミなどの有用な金属が含まれており、小型家電リサイクル法に基づいた資源化の促進が必要です。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 現行の収集運搬体制を継続します。● 小型家電製品の拠点回収を行います。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none">● 分別ルールに基づき、ごみ出しをしましょう。

5-2 中間処理

施策3	焼却施設の適正管理	【継続】
-----	-----------	------

南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターでは、本町及び伯耆町で排出された可燃ごみを処理しています。

西部圏域では、令和14年度から広域化による施設の集約化を目指しており、供用開始まで、現行施設の適正管理を図る必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 南部町・伯耆町清掃施設管理組合と連携して適正な維持管理を行います。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none">● 分別ルールに基づき、ごみ出しをしましょう。● 生ごみは、水を切って出しましょう。

5-3 最終処分

施策4	最終処分場(民間業者)における適正処理	【継続】
-----	---------------------	------

本町では、ごみ処理を行っている鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザから排出される不燃物残渣を環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場に埋立処分しています。

令和14年度からのごみ処理施設の集約化と併せ、最終処分場についても整備予定であり、最終処分量のさらなる減量化に努める必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 適切に分別されるように、住民・事業者への啓発を行います。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none">● 分別ルールに基づき、ごみ出しをしましょう。

5-4 その他

施策5	災害廃棄物の適正処理	【継続】
-----	------------	------

東日本大震災等を踏まえ、平時から、災害時への対応を準備しておくことが求められています。災害時は状況に応じて、県、近隣市町村、関係業者などに対して応援要請が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していくことが重要です。

本町は、「南部町地域防災計画」に定めた清掃計画に基づいて、災害時に発生するごみを適正に処理することとしていますが、今後は、南部町災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を行う必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 南部町災害廃棄物処理計画の策定を検討します。● 鳥取県、鳥取県西部広域行政管理組合、周辺市町村及び関係団体との協力体制の整備を図ります。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none">● 災害時にごみが発生した場合は、町の定める計画に準じましょう。

施策6	環境美化の推進	【継続】
-----	---------	------

ごみのない快適なまちづくりを推進するため、住民、住民団体、ボランティア及び事業者等により、清掃活動が実施されています。環境美化をより促進するため、支援の充実、関係者の連携強化を図る必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none">● 町内一斉清掃や地域での実践活動を促進します。● 環境美化団体等の環境保全団体へ支援を行います。● 住民、住民団体、ボランティア及び事業者等との連携を強化します。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none">● 清掃活動等に参加・協力しましょう。

ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロール、関係機関と連携した監視等を実施しています。

不法投棄をより少なくするため、現在実施していることを継続するとともに、関係機関との協力体制の強化を図る必要があります。

【各主体の役割】

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄監視パトロールを実施します。 ● 集落、鳥取県等との連携による不法投棄の監視及び通報体制を強化します。 ● 米子警察署との連携による不法投棄原因者の究明及び原因者への指導を行います。 ● 広報誌、ホームページ、テノヒラ役場、啓発看板の設置などによる不法投棄防止を啓発します。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● ポイ捨て及び不法投棄防止に協力しましょう。 ● 不法投棄を発見したら、テノヒラ役場で役場に通報しましょう。

※テノヒラ役場とは？

役場の開庁時間に関係なく、スマホのLINE から住民の都合の良い時間に各種手続きが行えるサービスです。

テノヒラ役場 始めました。

LINEから手続きが気軽にできる!

広報誌・行政文書も配布中!
公式アカウント友だち募集中

学校の欠席連絡
水道の開閉栓申請
各種証明書の申請
スマホ教室予約
ピロリ菌検査予約(今冬から)
ゴミ収集日検索
ゴミの分別チャットボット
道路の損傷・不法投棄連絡
役場へのご意見・ご質問
受信設定

テノヒラ役場って?
役場の開庁時間に関係なく、スマホのLINEから住民の都合の良い時間に各種手続きが行えるサービスです。R5.7月からサービス開始しています。

LINE公式アカウント
問い合わせ

右のQRコードを読み取り、南部町LINE公式アカウント (@nanbu_town) を友だち追加してください。
南部町役場デジタル推進課 ☎46-0108

第4章 計画の進行管理

本計画では、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)を行うPDCAサイクルの概念を利用し、計画の進行管理を行うものとします。

◆図表4-1 PDCAサイクルのイメージ

